

令和3年度
秋田県産業廃棄物実態調査
フォローアップ等調査報告書
(令和2年度実績)

令和4年2月

秋田県

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査に関する基本的事項	1
第3節 調査の方法	6
第4節 調査結果の利用上の留意事項	9
第5節 標本抽出・回収結果	11
第2章 調査結果	13
第1節 結果の概要	13
第2節 排出状況	14
第3節 処理状況	18
第3章 業種別の調査結果	26
第1節 建設業	26
第2節 製造業	29
第3節 電気・水道業	33
第4節 その他の業種	36
第4章 農業・鉱業を含めた産業廃棄物	40
第1節 農業からの産業廃棄物	40
第2節 鉱業からの産業廃棄物	41
第3節 農業・鉱業を含めた排出量	43
第5章 産業廃棄物の移動状況	44
第1節 産業廃棄物の移動状況の概要	44
第2節 県外への搬出状況	45
第3節 県内への搬入状況	46
第6章 産業廃棄物の推移	48
第1節 令和元年度との比較	48
第2節 目標の達成状況	51
第7章 産業廃棄物の将来の見込み	52
第1節 排出量の将来予測	52
第2節 処理量の将来予測	55

第8章 意識調査結果	56
第1節 将来の発生抑制、再生利用促進、最終処分削減の見込みについて	56
第2節 処理困難廃棄物について	58
第3節 廃プラスチックについて	59
第4節 不適正処理防止の取り組みについて	61
第5節 廃棄物処理業者の選定基準	62
第6節 電子マニフェストの利用状況について	64
第7節 環境認証について	66
第8節 県への要望について	67
参考資料<統計表>	70
参考資料<調査票等一式>	141

第 1 章 調査の概要

第 1 節 調査の目的

本調査は、秋田県内で排出される産業廃棄物の発生及び処理の状況を調査し、産業廃棄物の発生量、処理量及び処理方法等を把握することを目的に実施した。

第 2 節 調査に関する基本的事項

1 調査対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間

2 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項及び第 2 条第 5 項、同法施行令第 2 条及び第 2 条の 4 に定める表 1-2-1 及び表 1-2-2 の産業廃棄物とした。

なお、これらの産業廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、廃棄物の性状に応じて種類をさらに区分した。

表 1-2-1 産業廃棄物の区分

	調査対象廃棄物	細区分化の例等
1	燃え殻	
2	汚泥	有機性汚泥、無機性汚泥
3	廃油	一般廃油、廃溶剤、その他
4	廃酸	
5	廃アルカリ	
6	廃プラスチック類	廃プラスチック、廃タイヤ
7	紙くず	
8	木くず	
9	繊維くず	
10	動植物性残さ	
11	動物系固形不要物	
12	ゴムくず	
13	金属くず	
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	※本報告書における図表では「ガラス陶磁器くず」と略した
15	鉱さい	
16	がれき類	コンクリート片、廃アスファルト、その他
17	動物のふん尿	
18	ばいじん	
19	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固形化物等

表 1-2-2 特別管理産業廃棄物の区分

	調査対象廃棄物	細区分化の例
1	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
2	廃酸	pH が 2.0 以下の廃酸
3	廃アルカリ	pH が 12.5 以上の廃アルカリ
4	感染性産業廃棄物	
5	特定有害産業廃棄物	

また、次の有償物、廃棄物等については、それぞれ記載のとおり取り扱うこととした。

- (1) 法令上廃棄物とならない有償物も今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、今回の調査対象に含めた。
- (2) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条で、産業廃棄物となる業種が指定されている。このため、指定された業種以外の事業所から発生した紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物については、原則として事業系一般廃棄物とし、調査対象から除外した。ただし、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずは、産業廃棄物として取り扱われるため、パレットに係る木くずはすべての業種で産業廃棄物として集計した。
- (3) 酸性又はアルカリ性の排水であって、これを公共用水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥（沈でん物）を調査対象廃棄物とし、脱水前の量を発生量とした。
- (4) 自社で廃棄物を焼却処理した場合は、焼却処理前の廃棄物を発生量とし、焼却処理後は自己中間処理後量として計上した。

3 調査対象業種

調査対象業種は、日本標準産業分類（[平成 25 年 10 月改訂]総務省）に記載された分類を基本に、産業廃棄物の排出量等を勘案し、表 1-2-3 の業種とした。

なお、本報告書では、業種の名称を一部省略して用いた。

表 1-2-3 調査対象業種

日本標準産業分類	略 称
建設業	建設業
製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	製造業 食料品 飲料・飼料 繊維 木材 家具 パルプ・紙 印刷 化学 石油・石炭 プラスチック ゴム 皮革 窯業・土石 鉄鋼 非鉄金属 金属 はん用機器 生産用機器 業務用機器 電子部品 電気機器 情報通信機器 輸送機器 その他
電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業	電気・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業

4 調査対象地域

本調査では、秋田県内全域を調査対象とし、次の構成市町村により4地域とした。

表 1-2-4 地域区分

地 域 名	構 成 市 町 村
秋田市	秋田市
県北地域	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町
県央地域	男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
県南地域	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村

5 排出量及び処理状況の流れ図

調査の集計結果は、図 1-2-1 の排出量及び処理状況の流れ図に示した項目により、取りまとめた。

なお、図 1-2-1 における各項目の用語の定義は、表 1-2-5 のとおりである。

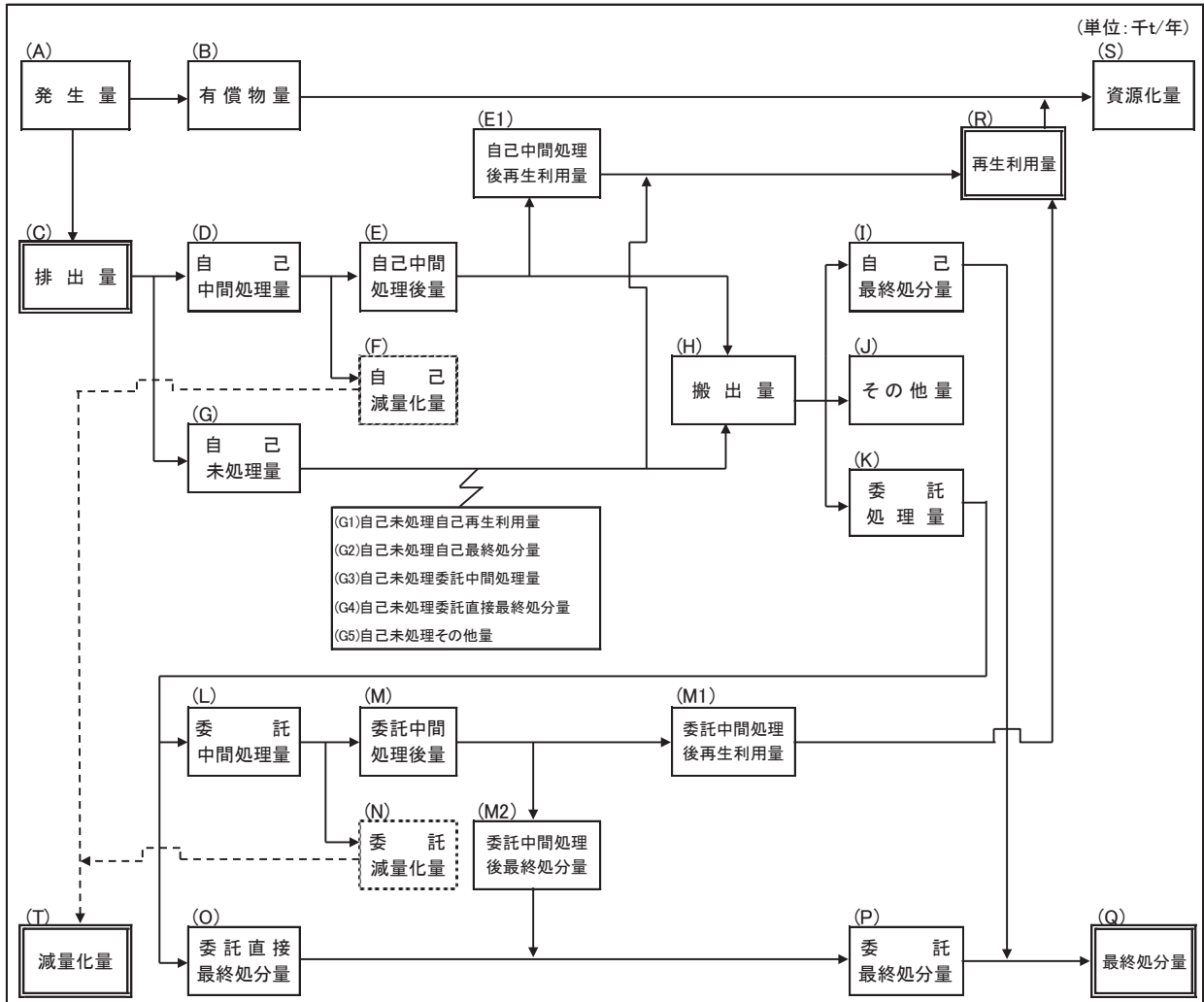


図 1-2-1 排出量及び処理状況の流れ図

表 1-2-5 排出量及び処理状況の流れ図の項目に関する用語の定義

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量(他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む)
(C) 排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(G) 自己未処理量	(C)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己未処理自己最終処分量	(I)の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3) 自己未処理委託中間処理量	(L)の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量
(G4) 自己未処理委託直接最終処分量	(O)の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) 自己未処理その他量	(J)のその他量のうち、自己未処理でその他となった量
(E) 自己中間処理後量	(D)で中間処理された後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量
(H) 搬出量	(I)の自己最終処分量、(J)のその他、(K)の委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	保管されている量、又は、それ以外の量
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L) 委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(O) 委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(M) 委託中間処理後量	(L)で中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者又は、処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

第3節 調査の方法

1 調査方法の概要

調査は、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版（平成22年4月 環境省）」に基づき、排出事業者へのアンケート調査（全数調査、標本調査）と既存資料（処分業者による処分実績報告等）を用いた調査を組み合わせ、産業廃棄物の排出量及び処理量を把握する方法で行った。

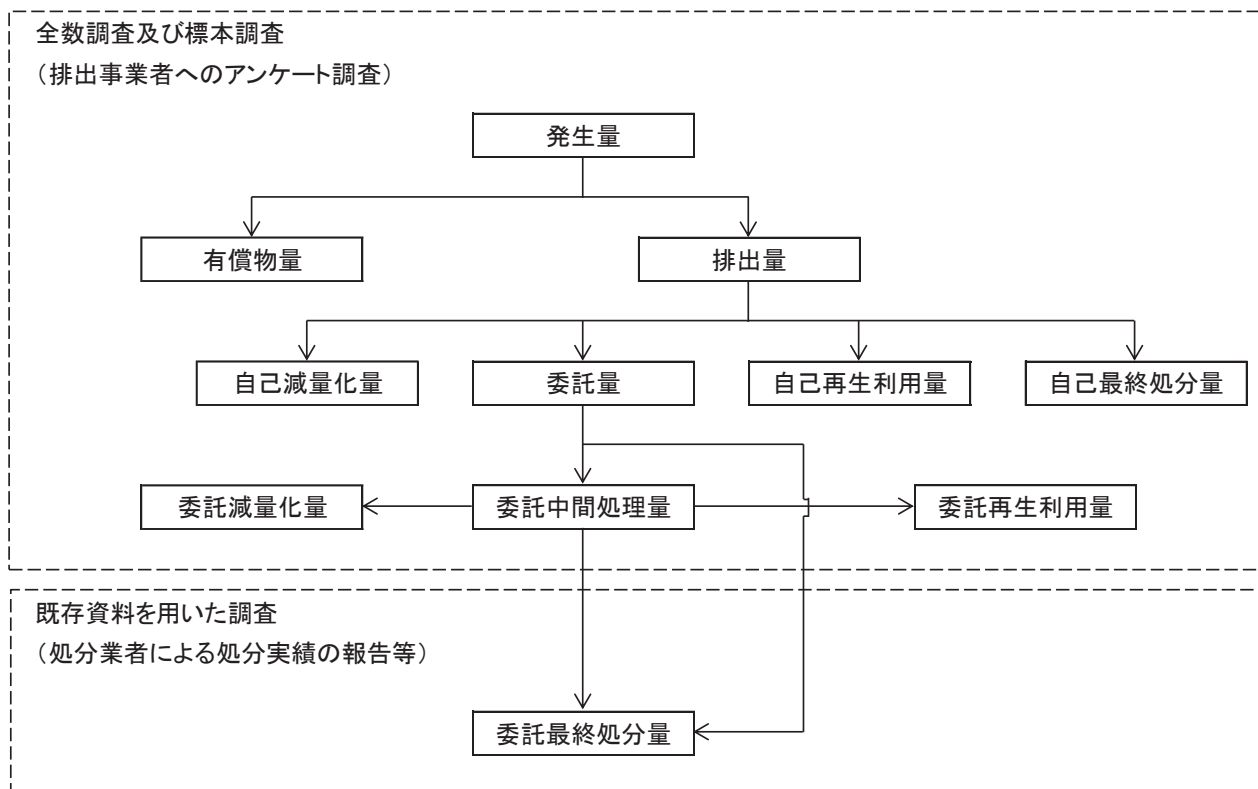


図 1-3-1 排出事業者へのアンケート調査等による方法

- 水道業は、浄水場及び下水処理場の全施設に対してアンケート調査を実施した。
- 水道業以外の業種は、抽出した事業者に対してアンケート調査を実施した。なお、建設業と製造業においては、業種毎の活動量指標を用いて調査対象全体の産業廃棄物の発生量を推計した。

2 標本調査について

標本調査は、郵便配布及び郵便回収によるアンケート調査により実施した。

回答を得た産業廃棄物の排出量及び処理状況に関する内容と産業廃棄物の排出量を説明する活動量指標(製造品出荷額等)を基に、県内の産業廃棄物の排出量等を推定した。

(1) 標本抽出方法

標本調査の抽出は、令和元年経済センサス基礎調査を基に、業種別、従業者規模別、地域別に事業所を層別し、これらの各層ごとに実施した。

表 1-3-1 標本抽出方法

業 種	抽出方法等
建設業	○資本金 1 億円以上：全数抽出 ○資本金 1 億円未満：令和 2 年度産業廃棄物排出量が 1,000 t 以上の事業所を全数抽出
製造業	○従業者 50 人以上：全数抽出 ○従業者 50 人未満：令和 2 年度産業廃棄物排出量が 1,000 t 以上の事業所を全数抽出 ※上記で抽出された事業所数が 10 件以下の業種については従業員数 30 人以上を全数抽出 また、これらに該当する事業所が無い業種については令和 2 年度産業廃棄物実態調査により発生量のあった事業所を抽出
電気・水道業	○電気業は令和 2 年度秋田県産業廃棄物実態調査の対象事業所（風力及び地熱の廃棄物が発生しない事業は除いた） ○ガス業は令和 2 年度秋田県産業廃棄物実態調査の対象事業所 ○水道業は施設名簿より全数抽出

(2) アンケート調査項目

アンケート調査の項目は、活動量指標(製造品出荷額等)と廃棄物の排出量及び処理状況に関するものとし、調査票の形式は、各業種で排出される廃棄物や処理状況の特性を考慮して、次の 2 種類の調査票を作成した。

- 建設業
- 製造業及び電気・水道業

各調査票の調査項目の詳細は、本報告書の巻末の調査票のとおりである。

(3) 排出原単位の算出と調査対象全体の排出量の推定方法

1) 排出原単位の算出

排出原単位は、アンケート調査等によって得られた標本の業種別、種類別に集計した産業廃棄物量と、業種別の集計活動量指標から、図 1-3-2 の A 式により活動量指標単位当たりの産業廃棄物排出量（排出原単位）を算出した。

2) 調査対象全体の排出量の推定方法

1) で算出された排出原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、図 1-3-2 の B 式によって調査対象全体の産業廃棄物の排出量を推定した。

① 排出原単位の算出		
A 式	$\alpha = W / O$	α : 産業廃棄物の排出原単位 W : 標本に基づく集計産業廃棄物排出量 O : 標本に基づく集計活動量指標
② 調査対象全体の発生量の推定方法		
B 式	$W' = \alpha \times O'$	W' : 調査当該年度の推定産業廃棄物排出量 O' : 調査当該年度の母集団の活動量指標

図 1-3-2 排出原単位の算出と排出量の推定計算の概念図

3) 活動量指標

本調査で推計に用いた活動量指標は、次のとおりである。

表 1-3-2 業種別の活動量指標

業 種	活動量指標	出 典
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計調査報告 令和元年度実績 (国土交通省総合政策局) 県内経済動向調査結果 令和 2 年度 (令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月) (秋田県産業労働部産業政策課)
製造業	製造品出荷額等	2020 年工業統計調査 (経済産業省)
電気・水道業	従業者数	平成 28 年経済センサス活動調査 (総務省統計局)

※水道業は全数調査のため推定していない。

第4節 調査結果の利用上の留意事項

1 産業廃棄物の種類の区分

本報告書では、産業廃棄物の種類を3段階で設定した。

1段階	発生時点の種類
2段階	排出事業者の中間処理により変化した処理後の種類 例；木くず→（焼却）→〔燃え殻〕 注）1段階時点の種類と排出事業者の中間処理方法を用いて推定した。
3段階	委託中間処理により変化した処理後の種類 注）2段階時点の種類と委託中間処理方法を用いて推定した。

中間処理により廃棄物の種類が変化する場合がある。この場合において、中間処理後の変化した廃棄物の種類で記載した場合には「種類別：変換」と記載し、変化する前（発生時）の廃棄物の種類で記載した場合には「種類別：無変換」と表現した。

2 建設業の地域別排出量等の推計方法

建設業は他の業種と違い、事業所のある場所が廃棄物の排出場所ではなく、工事現場が廃棄物の排出場所となっている。本調査では、建設業の各地域別の量を算出するため、建設業における産業廃棄物の排出量全体を地域別の人口数の割合で按分して算出した。

3 単位と数値に関する処理

（1）単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、すべて1年間の量であることを示すため、図表の単位は「千t/年」で表示しているが、文章中においては、原則として「千トン」で記述している。

（2）数値の処理

本報告書に記載されている千トン表示の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計とは一致しないものがある。なお、表中の空欄は、1トン/年以上の該当値がなかったもの、「0」表示は、500トン/年未満であることを示している。

また、構成比(%)はトン単位で算出しているため、四捨五入した千トン表示の数値で計算した場合と一致しないものがある。

4 特別管理産業廃棄物について

本報告書は、特別管理産業廃棄物を含めた結果を産業廃棄物として記載している(例：引火性廃油→廃油に含む、特定有害廃酸→廃酸に含む)。ただし、感染性産業廃棄物については、該当する産業廃棄物の種類がないため、「その他の産業廃棄物」に含めて集計した。

5 農業と鉱業から発生する産業廃棄物の取り扱い

農業と鉱業から発生する産業廃棄物は、前回調査との整合性や秋田県循環型社会形成推進基本計画の数値目標に含まれていないことなどから、第4章でのみ記載している。第4章以外の推計結果には、県内の農業と鉱業から発生する産業廃棄物は含まれていない。

第5節 標本抽出・回収結果

秋田県内に所在する総事業所数 51,473 件（令和元年経済センサス基礎調査）のうち、アンケート調査の対象となったのは 8,735 事業所である。

このうち、業種特性、規模別特性等を考慮し、設定された業種別、従業者規模別の抽出率を基に、518 事業所（抽出率 5.9%）を抽出し、アンケート調査を実施した。

回収された調査票は 429 件（回収率 82.8%）であり、このうち、廃業及び休業等の理由により無効となった調査票を除いた有効調査票は、416 事業所であった。

標本抽出・回収結果	
総事業所数	: 51,473 事業所
調査対象事業所数	: 8,735 事業所
アンケート送付事業所数	: 518 事業所
回答数	: 429 事業所
回収率	: 82.8 %
有効回答数	: 416 事業所

標本抽出及び回収結果は、表 1-5-1 のとおりであり、表中の項目の説明は次のとおりである。

- A 調査対象事業所数 : アンケート調査の対象とした業種の県内全体の事業所数
- B 抽出事業所数 : 調査対象事業所よりアンケート調査の対象として抽出した事業所数
- C 抽出率 : $B \div A \times 100$
- D 回収事業所数 : アンケート調査票を送付し調査票が回収(返送)された事業所数
- E 回収率 : $D \div B \times 100$
- F 有効調査票数 : 事業所の廃業及び休業等の理由により無効となった調査票を除いた数
- G 集計活動量指標値 : 有効調査票より入力した各業種の活動量指標値（従業者数、元請完成工事高、製造品出荷額等）の集計値
- H 母集団の活動量指標値 : 各業種の活動量指標値の県全体値（母集団値）
- I 指標カバー率 : 県全体（母集団）の活動量指標値に対する有効調査票による集計活動量指標値の割合 $G \div H \times 100$
- J 集計廃棄物発生量 : 有効調査票より入力した各業種の廃棄物の発生量の集計値
- K 推定廃棄物発生量 : 各業種の廃棄物の発生量の推定値
- L 捕捉率 : 推定した廃棄物量に対する集計廃棄物量の割合 $J \div K \times 100$
 （捕捉率はト単位で算出しているため、表 1-5-1 の $J \div K$ と一致しない場合がある。）

表 1-5-1 標本抽出・回収結果

	(A) 調査対象 事業所数	(B) 抽 出 事業所数	(C) 抽出率 (B)÷(A)	(D) 回 収 事業所数	(E) 回収率 (D)÷(B)	(F) 有 効 調査票数	(G) 集 計 活動量 指標値	(H) 母集団の 活動量 指標値	(I) 指 標 カバー率 (G)÷(H)	(J) 集計廃棄 物発生量 <千t>	(K) 推定廃棄 物発生量 <千t>	(L) 捕捉率 (J)÷(K)
合計	8,735	518	5.9%	429	82.8%	416	-	-	-	2,146.6	2,497.9	85.9%
建設業	5,358	136	2.5%	109	80.1%	108	180,497	399,182	45.2%	246.7	545.6	45.2%
製造業	3,320	325	9.8%	264	81.2%	252	642,183	1,286,173	49.9%	801.7	854.2	93.9%
食料品	606	28	4.6%	22	78.6%	20	48,409	111,846	43.3%	21.8	32.6	66.9%
飲料・飼料	83	8	9.6%	6	75.0%	6	8,812	21,703	40.6%	3.6	4.3	82.5%
繊維	405	26	6.4%	23	88.5%	22	17,096	35,941	47.6%	0.4	0.8	47.6%
木材	285	14	4.9%	9	64.3%	9	32,378	69,038	46.9%	81.8	82.9	98.7%
家具	239	8	3.3%	6	75.0%	6	3,269	10,101	32.4%	0.4	1.2	32.4%
パルプ・紙	24	5	20.8%	3	60.0%	3	3,728	38,748	9.6%	451.8	452.4	99.9%
印刷	158	10	6.3%	9	90.0%	8	3,582	11,487	31.2%	0.6	2.0	31.2%
化学	23	6	26.1%	6	100.0%	6	40,426	60,405	66.9%	10.1	11.1	90.9%
石油・石炭	27	6	22.2%	5	83.3%	5	2,167	4,948	43.8%	0.3	0.6	43.8%
プラスチック	68	15	22.1%	12	80.0%	11	13,516	25,962	52.1%	4.4	6.1	71.9%
ゴム	18	6	33.3%	5	83.3%	5	3,734	4,351	85.8%	0.2	0.2	85.8%
皮革	74	7	9.5%	4	57.1%	3	131	2,145	6.1%	0.0	0.0	6.1%
窯業・土石	135	22	16.3%	22	100.0%	21	18,988	34,421	55.2%	30.7	36.8	83.4%
鉄鋼	43	7	16.3%	6	85.7%	6	13,386	18,998	70.5%	9.7	10.0	97.1%
非鉄金属	21	12	57.1%	12	100.0%	12	53,742	66,794	80.5%	144.4	145.1	99.5%
金属	263	16	6.1%	13	81.3%	13	23,397	74,954	31.2%	3.7	9.8	37.7%
はん用機器	41	7	17.1%	5	71.4%	5	4,963	19,529	25.4%	0.3	1.4	25.4%
生産用機器	215	22	10.2%	19	86.4%	19	36,801	100,350	36.7%	3.0	6.7	44.8%
業務用機器	44	17	38.6%	14	82.4%	14	75,941	85,404	88.9%	9.2	10.1	90.5%
電子部品	134	44	32.8%	34	77.3%	29	169,481	373,368	45.4%	19.1	28.5	67.2%
電気機器	69	12	17.4%	9	75.0%	9	11,984	28,493	42.1%	0.7	1.6	42.1%
情報通信機器	20	9	45.0%	6	66.7%	6	10,120	8,901	113.7%	0.3	0.3	100.0%
輸送機器	51	11	21.6%	10	90.9%	10	43,700	67,079	65.1%	5.0	8.1	61.0%
その他	274	7	2.6%	4	57.1%	4	2,430	11,207	21.7%	0.3	1.4	21.7%
電気・水道業	57	57	100.0%	56	98.2%	56	-	-	-	1,098.1	1,098.1	100.0%
電気業	13	13	100.0%	13	100.0%	13	384	-	-	563.9	563.9	100.0%
ガス業	3	3	100.0%	3	100.0%	3	42	-	-	0.0	0.0	100.0%
上水道業	26	26	100.0%	26	100.0%	26	-	-	-	93.1	93.1	100.0%
下水道業	15	15	100.0%	14	93.3%	14	-	-	-	441.1	441.1	100.0%

(活動量指標の内容)建設業:元請完成工事高等(百万円) 製造業:製造品出荷額(百万円) その他の業種:従業者数(人)

第2章 調査結果

令和2年度に秋田県で発生した産業廃棄物の推計結果は以下のとおりである。

なお、情報通信業等のその他の業種については、今年度は標本調査の対象ではないため、令和2年度の秋田県産業廃棄物実態調査報告書をもとに整理した。

第1節 結果の概要

発生量は2,524千トで、有償物量は184千ト、有償物量を除いた排出量は2,340千ト、搬出量は1,361千トとなっている。

表 2-1-1 発生・排出、処理状況

(単位:千t/年)

発生量	有償物量	排出量	搬出量
2,524 (100%)	184 (7.3%)	2,340 (92.7%)	1,361 (53.9%)

※搬出量とは、排出事業所内で減量（再生利用又は中間処理による減量化量）
された量を除いたもの。
（ ）内のパーセントは発生量に対する割合である。

令和2年度の排出量に対する再生利用量の割合（以下、再生利用率という）は40.8%、減量化量の割合（以下、減量化率という）は44.0%、最終処分量の割合（以下、最終処分率という）は15.2%となっている。

表 2-1-2 処理・処分状況

(単位:千t/年)

排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量
2,340 (100%)	954 (40.8%)	1,029 (44.0%)	357 (15.2%)	0 (0.0%)

※（ ）内のパーセントは排出量に対する割合である。

第2節 排出状況

1 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥が1,050千トン(44.9%)で最も多く、次いで、がれき類が459千トン(19.6%)、以下、その他の産業廃棄物が303千トン(12.9%)、ばいじんが145千トン(6.2%)、鉱さいが144千トン(6.1%)等となっている。

その他の産業廃棄物の割合が高い要因として、令和2年3月から営業運転を開始した電気業の石炭火力発電所の新施設が、ばいじんと燃え殻を一緒に合わせた状態で排出する構造であるため、混合物(ばいじん、燃え殻)としての排出量が増加したことによるものである。

なお、汚泥は排出時においては多量であるが、排出事業者自らによる脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されるため、搬出量ベースでみると116千トン(8.5%)となる。

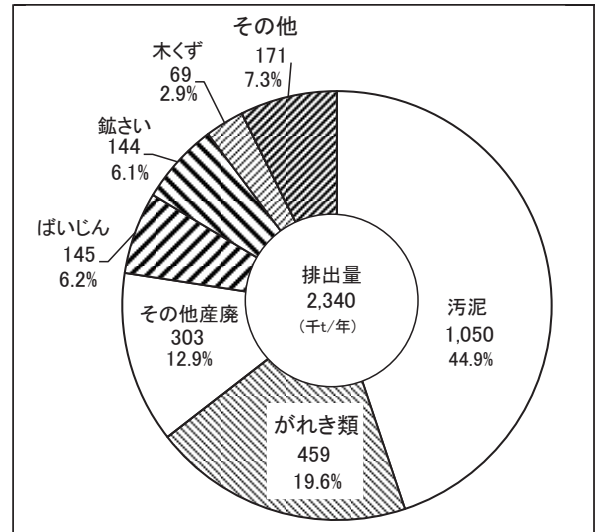


図 2-2-1 種類別排出量

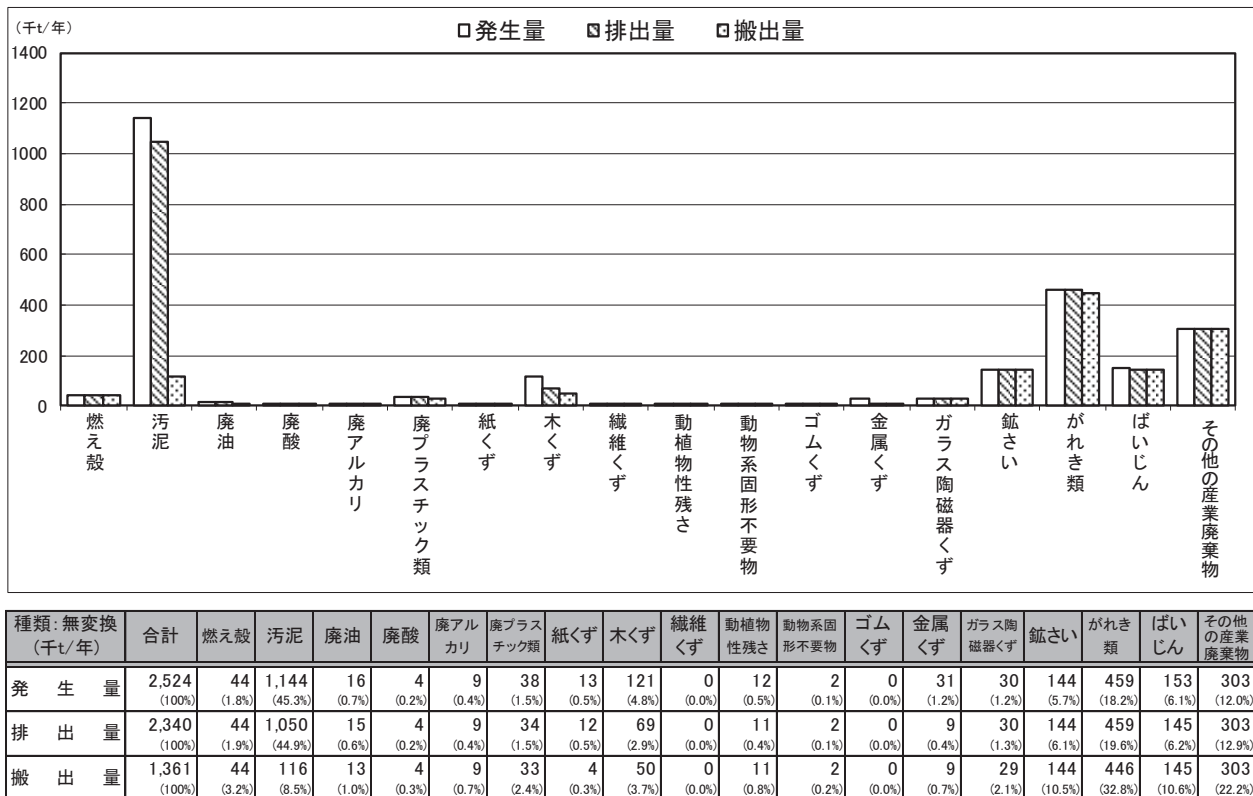


図 2-2-2 種類別の発生量、排出量、搬出量

2 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、電気・水道業が995千ト（42.5%）で最も多く、以下、製造業が775千ト（33.1%）、建設業が545千ト（23.3%）となっており、この3業種で排出量全体の99.0%を占めている。

なお、製造業と電気・水道業から排出される汚泥は、脱水等の自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると製造業が309千ト（22.7%）、電気・水道業が496（36.4%）となる。

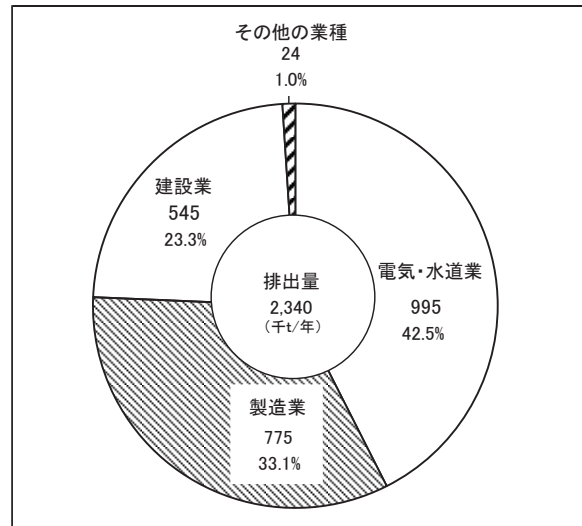
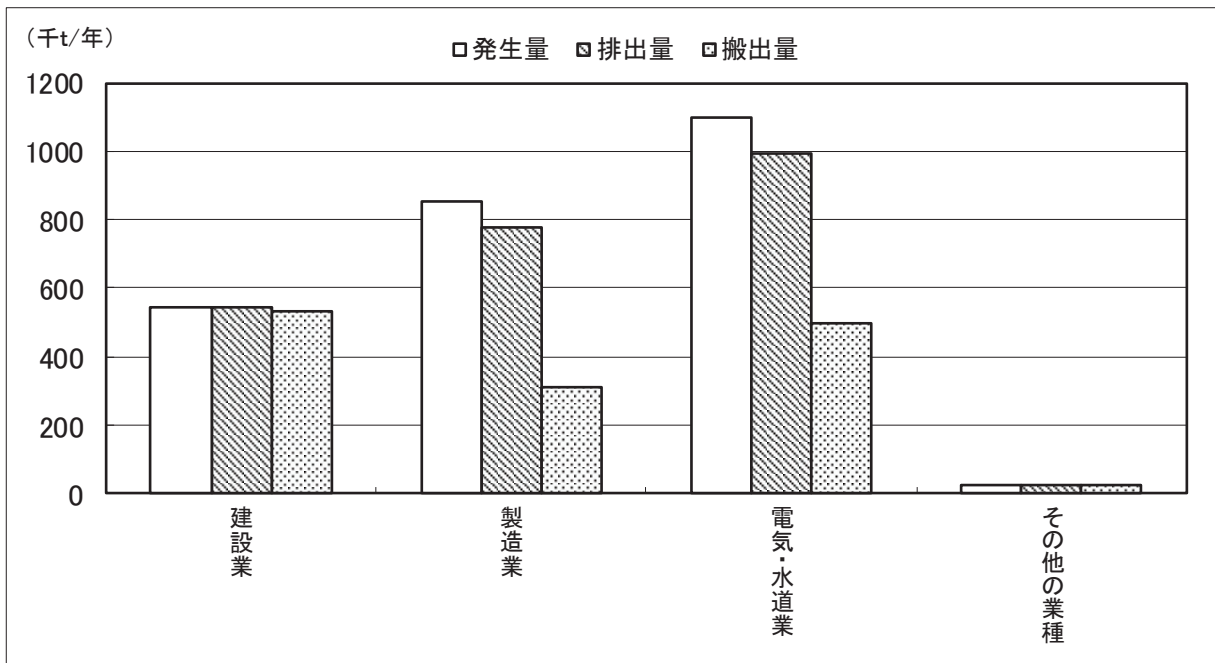


図 2-2-3 業種別排出量



業種 (千t/年)	合計	建設業	製造業	電気・水道業	その他の業種
発 生 量	2,524 (100%)	546 (21.6%)	854 (33.8%)	1,098 (43.5%)	26 (1.0%)
排 出 量	2,340 (100%)	545 (23.3%)	775 (33.1%)	995 (42.5%)	24 (1.0%)
搬 出 量	1,361 (100%)	532 (39.1%)	309 (22.7%)	496 (36.4%)	24 (1.7%)

図 2-2-4 業種別の発生量、排出量、搬出量

3 業種別・種類別の排出状況

業種別・種類別の排出量は、表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1 業種別・種類別の排出量

(単位:千t/年)

業種 種類	合計	建設業	製造業	電気・ 水道業	その他の業種
合計	2,340 (100%)	545 (23.3%)	775 (33.1%)	995 (42.5%)	24 (1.0%)
燃え殻	44 (1.9%)	0	9	35	0
汚泥	1,050 (44.9%)	27	467	553	3
廃油	15 (0.6%)	0	12	0	3
廃酸	4 (0.2%)		3		0
廃アルカリ	9 (0.4%)	0	9		0
廃プラスチック類	34 (1.5%)	5	20	1	8
紙くず	12 (0.5%)	0	12		0
木くず	69 (2.9%)	44	24		0
繊維くず	0 (0.0%)	0	0		
動植物性残さ	11 (0.4%)		11		
動物系固形不要物	2 (0.1%)		2		
ゴムくず	0 (0.0%)	0	0		0
金属くず	9 (0.4%)	5	3	0	2
ガラス陶磁器くず	30 (1.3%)	7	22	0	0
鉱さい	144 (6.1%)		144	0	
がれき類	459 (19.6%)	453	3	2	1
ばいじん	145 (6.2%)		29	116	
その他(混合物等)	303 (12.9%)	4	5	289	6

(注1) 表中の「0」は1t以上500t未満で、空欄は1t未満。

(注2) 千t未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

4 地域別の排出状況

排出量を地域別にみると、秋田市が 1,004 千トン（42.9%）で最も多く、以下、県北地域が 839 千トン（35.8%）、県南地域が 271 千トン（11.6%）、県央地域が 226 千トン（9.7%）となっている。

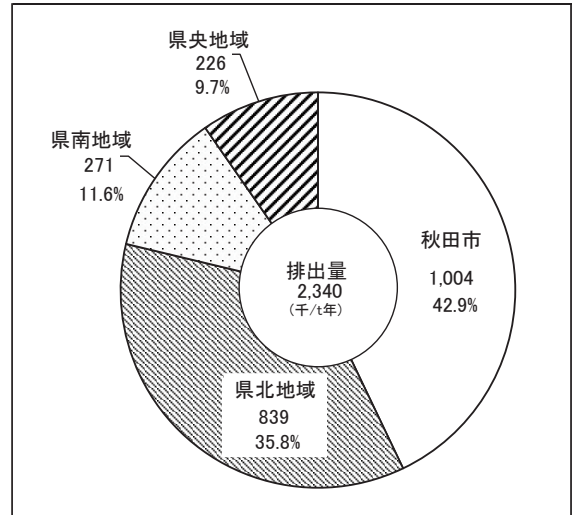
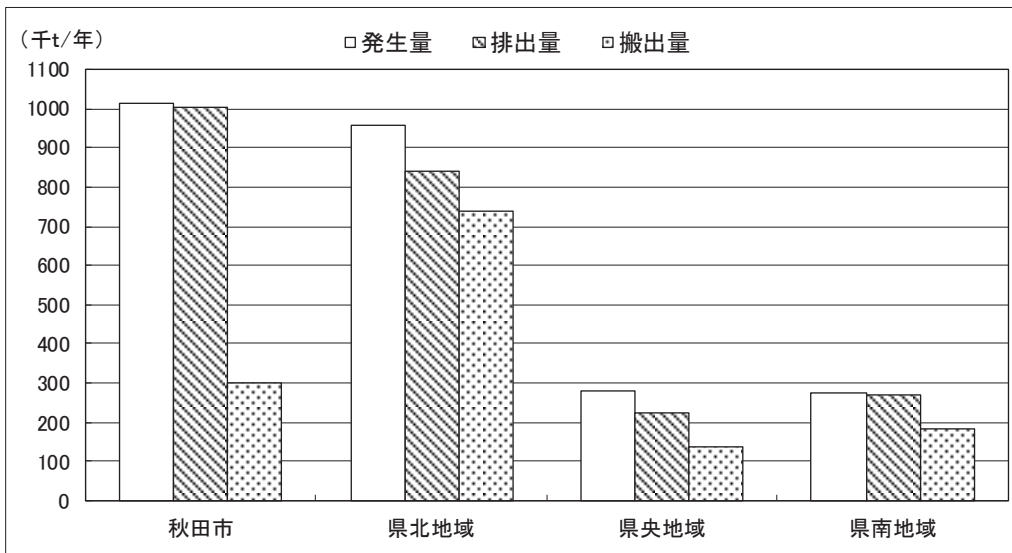


図 2-2-5 地域別排出量の内訳



(単位: 千t/年)

	合計	秋田市	県北地域	県央地域	県南地域
発生量	2,524 (100%)	1,011 (40.1%)	956 (37.9%)	280 (11.1%)	277 (11.0%)
排出量	2,340 (100%)	1,004 (42.9%)	839 (35.8%)	226 (9.7%)	271 (11.6%)
搬出量	1,361 (100%)	300 (22.0%)	741 (54.4%)	136 (10.0%)	185 (13.6%)

図 2-2-6 地域別の発生量、排出量、搬出量

第3節 処理状況

1 処理・処分状況の概要

令和2年度の1年間に秋田県内で発生した産業廃棄物の発生量は2,524千トで、有償物量は184千ト、排出量は2,340千トとなっている。

排出量2,340千トのうち、排出事業者自らの中間処理による減量(965千ト)及び再生利用(14千ト)を除いた搬出量は1,361千ト(排出量の58.2%)となっている。

搬出量1,361千トは、自己最終処分量(120千ト)及び委託処理量(1,241千ト)、保管等のその他量(0千ト)に区分される。

委託処理量1,241千トのうち、業者中間処理による減量化量が65千ト、再生利用量が940千ト、最終処分量が236千トとなっている。

県内で排出した産業廃棄物は最終的に、減量化量が1,029千ト(排出量の44.0%)、再生利用量が954千ト(同40.8%)、最終処分量が357千ト(同15.2%)となっている。

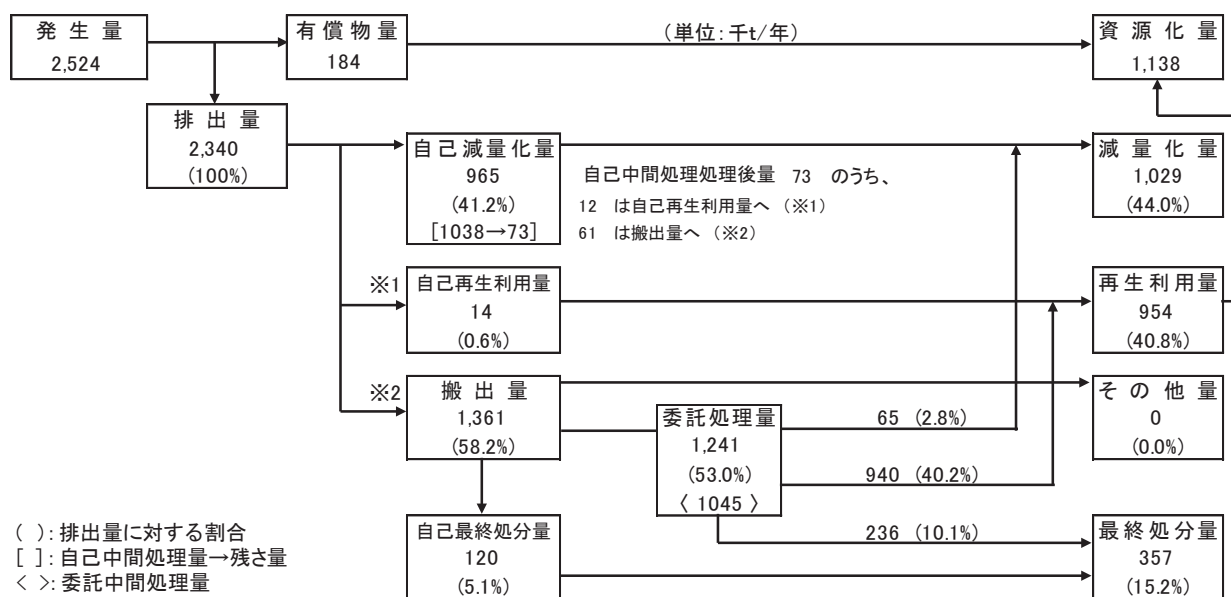
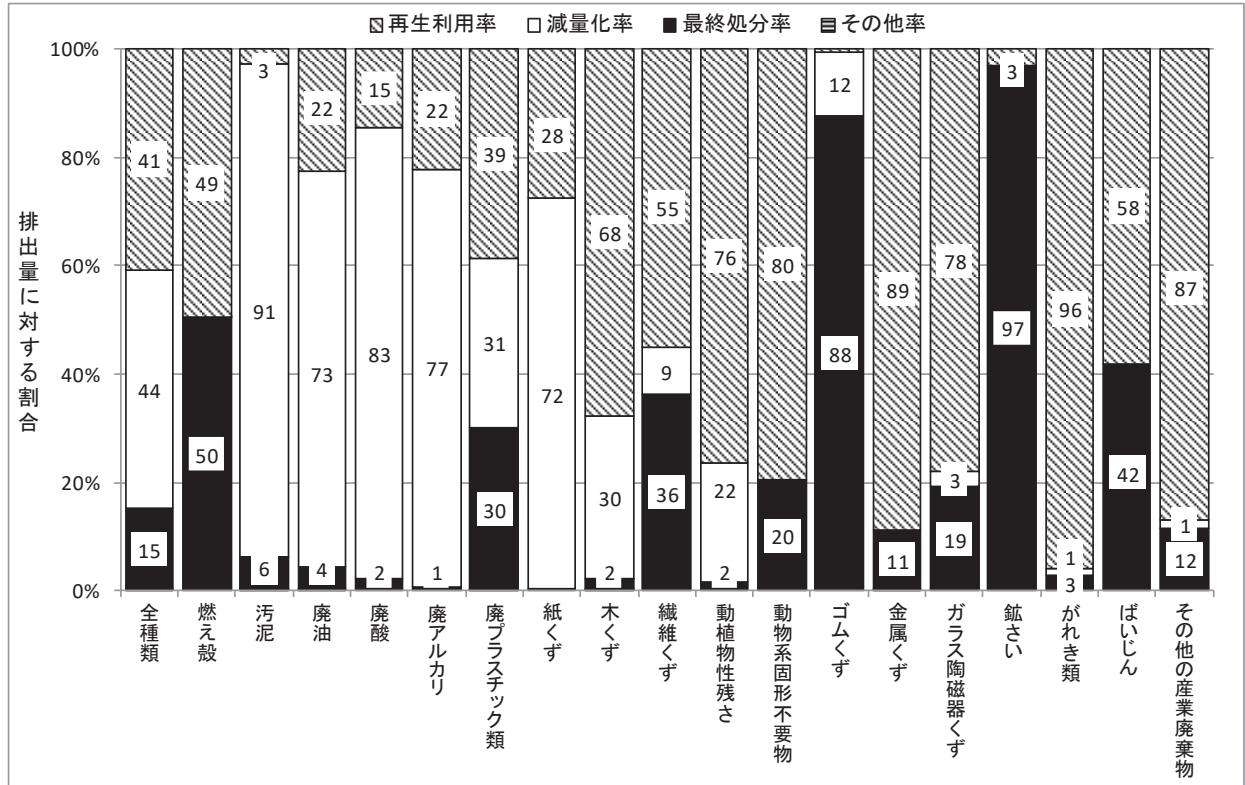


図 2-3-1 処理・処分状況

2 種類別及び業種別にみた再生利用率、減量化率、最終処分率

排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比を種類別にみると、図 2-3-2、図 2-3-3 に示すとおりである。



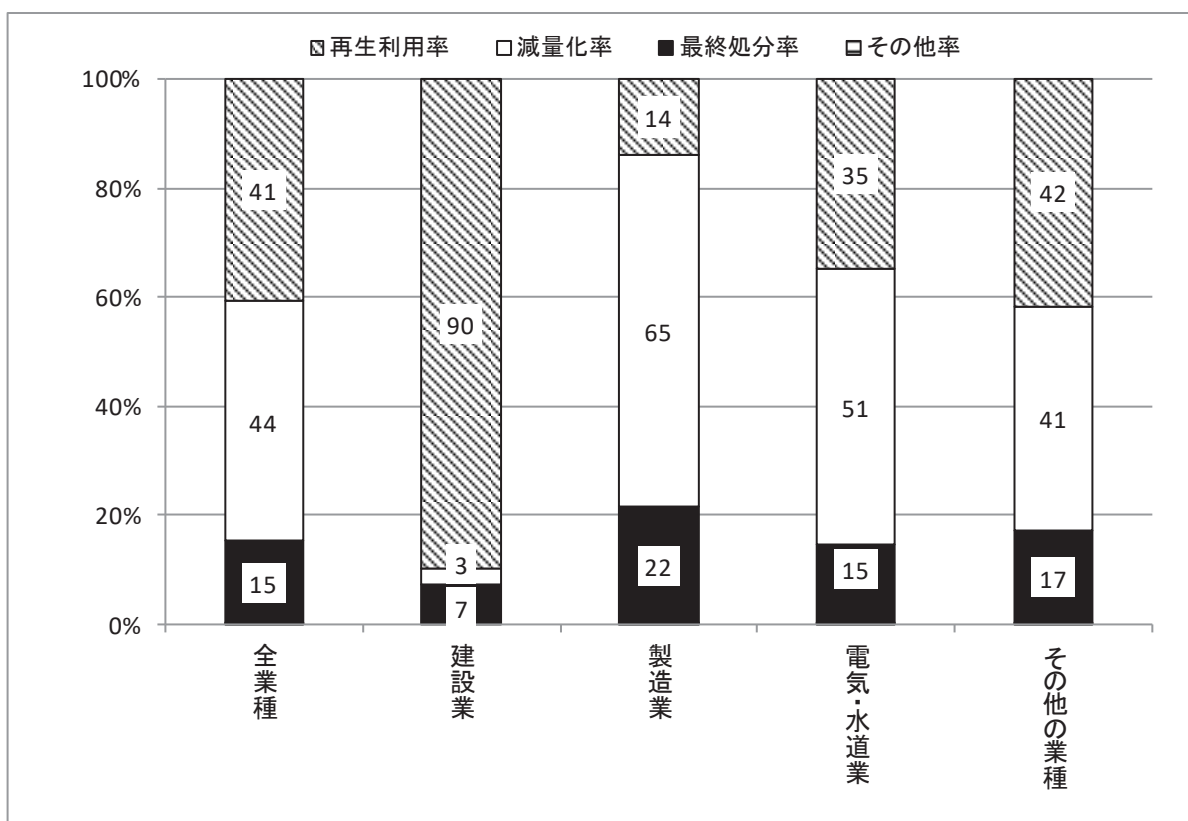
種類: 無変換 (千t/年)	全種類	燃え殻	污泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	2,340 (100%)	44 (100%)	1,050 (100%)	15 (100%)	4 (100%)	9 (100%)	34 (100%)	12 (100%)	69 (100%)	0 (100%)	11 (100%)	2 (100%)	0 (100%)	9 (100%)	30 (100%)	144 (100%)	459 (100%)	145 (100%)	303 (100%)
再生利用量	954 (40.8%)	22 (49.4%)	29 (2.8%)	3 (22.4%)	1 (14.6%)	2 (22.2%)	13 (38.6%)	3 (27.6%)	47 (67.8%)	0 (55.2%)	8 (76.4%)	2 (79.7%)	0 (0.4%)	8 (88.7%)	23 (78.0%)	4 (2.9%)	440 (95.8%)	84 (58.1%)	264 (87.0%)
減量化量	1,029 (44.0%)	0 (0.2%)	955 (90.9%)	11 (73.2%)	3 (83.3%)	7 (77.2%)	11 (31.2%)	9 (72.1%)	21 (30.1%)	0 (8.7%)	2 (22.1%)	0 (1.6%)	0 (20.3%)	0 (11.2%)	1 (19.1%)	6 (97.1%)	6 (2.9%)	13 (41.9%)	4 (11.6%)
最終処分量	357 (15.2%)	22 (50.4%)	66 (6.3%)	1 (4.3%)	0 (2.2%)	0 (0.6%)	10 (30.1%)	0 (0.3%)	1 (2.1%)	0 (36.1%)	0 (1.6%)	1 (20.3%)	0 (87.6%)	1 (11.2%)	6 (19.1%)	139 (97.1%)	13 (2.9%)	61 (41.9%)	35 (11.6%)
その他量	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注) 廃油、廃酸、廃アルカリ等に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻となったものが最終処分されている。しかし、この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

(参考)

発生量	2,524 (100%)	44 (100%)	1,144 (100%)	16 (100%)	4 (100%)	9 (100%)	38 (100%)	13 (100%)	121 (100%)	0 (100%)	12 (100%)	2 (100%)	0 (100%)	31 (100%)	30 (100%)	144 (100%)	459 (100%)	153 (100%)	303 (100%)
有償物量	184 (7.3%)	0 (0.8%)	94 (8.2%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (8.7%)	0 (3.2%)	52 (43.1%)	1 (11.0%)	1 (11.0%)	0 (0.0%)	22 (69.4%)	0 (0.3%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	8 (5.5%)	8 (5.5%)	0 (0.1%)

図 2-3-2 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比



業種 (千t/年)	合計	建設業	製造業	電気・水道業	その他の業種
排出量	2,340 (100%)	545 (100%)	775 (100%)	995 (100%)	24 (100%)
再生利用量	954 (40.8%)	490 (89.8%)	108 (13.9%)	346 (34.8%)	10 (41.6%)
減量化量	1,029 (44.0%)	15 (2.8%)	500 (64.5%)	504 (50.6%)	10 (41.1%)
最終処分量	357 (15.2%)	40 (7.4%)	167 (21.5%)	145 (14.6%)	4 (17.2%)
その他量	0 (0.0%)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)

(参考)

発生量	2,524 (100%)	546 (100%)	854 (100%)	1,098 (100%)	26 (100%)
有償物量	184 (7.3%)	0 (0.1%)	79 (9.3%)	103 (9.4%)	2 (7.2%)

図 2-3-3 業種別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

3 自己中間処理状況

自己中間処理量は1,038千トンとなっており、排出量の44.4%を占めている。

種類別に排出量に対する自己中間処理量の割合でみると、汚泥が94.0%で最も高く、次いで紙くずが83.3%、木くずが28.3%となっている。

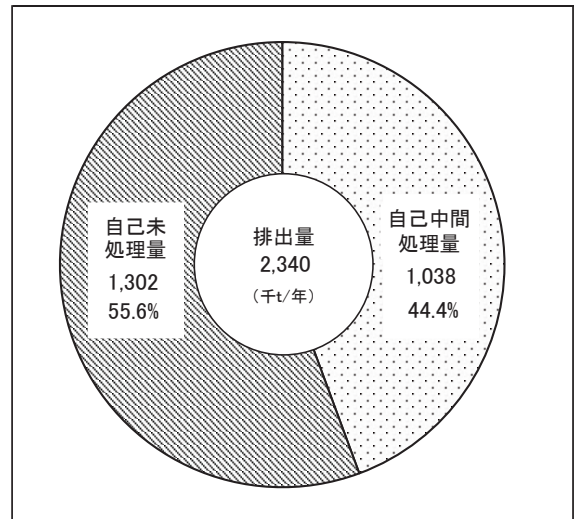
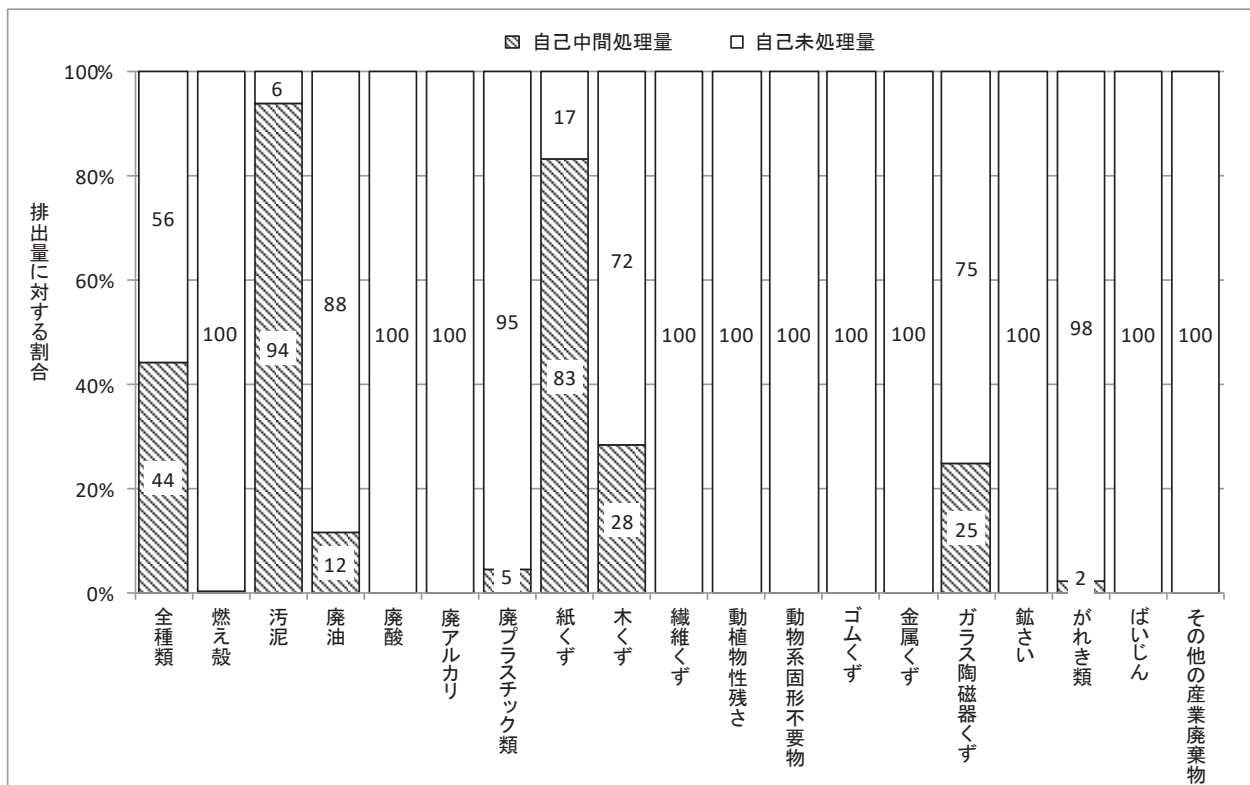


図 2-3-4 自己中間処理及び自己未処理量の構成



種類・無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	2,340 (100%)	44 (100%)	1,050 (100%)	15 (100%)	4 (100%)	9 (100%)	34 (100%)	12 (100%)	69 (100%)	0 (100%)	11 (100%)	2 (100%)	0 (100%)	9 (100%)	30 (100%)	144 (100%)	459 (100%)	145 (100%)	303 (100%)
自己中間処理量	1,038 (44.4%)	0 (0.4%)	986 (94.0%)	2 (11.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.7%)	10 (83.3%)	19 (28.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	7 (25.0%)	0 (0.0%)	11 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(自己減量化量)	965 (41.2%)	0 (0.2%)	928 (88.4%)	2 (11.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	9 (71.4%)	19 (26.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	6 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
自己未処理量	1,302 (55.6%)	44 (99.6%)	63 (6.0%)	13 (88.3%)	4 (100.0%)	9 (100.0%)	33 (95.3%)	2 (16.7%)	49 (71.7%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (100.0%)	9 (99.9%)	22 (75.0%)	144 (100.0%)	448 (97.6%)	145 (100.0%)	303 (100.0%)

図 2-3-5 種類別の排出量に対する自己中間処理量、自己未処理量の構成比

4 委託処理状況

委託処理量は 1,241 千トであり、排出量の 53.0%を占めている。

種類別にみると、がれき類が 446 千トン (36.0%) で最も多く、次いで、その他の産業廃棄物が 303 千トン (24.4%)、以下、ばいじんが 145 千トン (11.7%)、汚泥が 88 千トン (7.1%)、燃え殻が 71 千トン (5.7%) となっている。

委託処理量 1,241 千トのうち、委託直接最終処分量は 196 千ト (委託処理量の 15.8%)、委託中間処理量は 1045 千ト (同 84.2%) となっている。

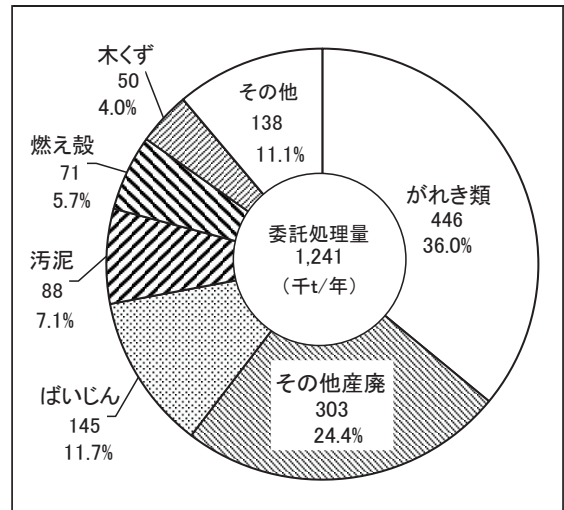
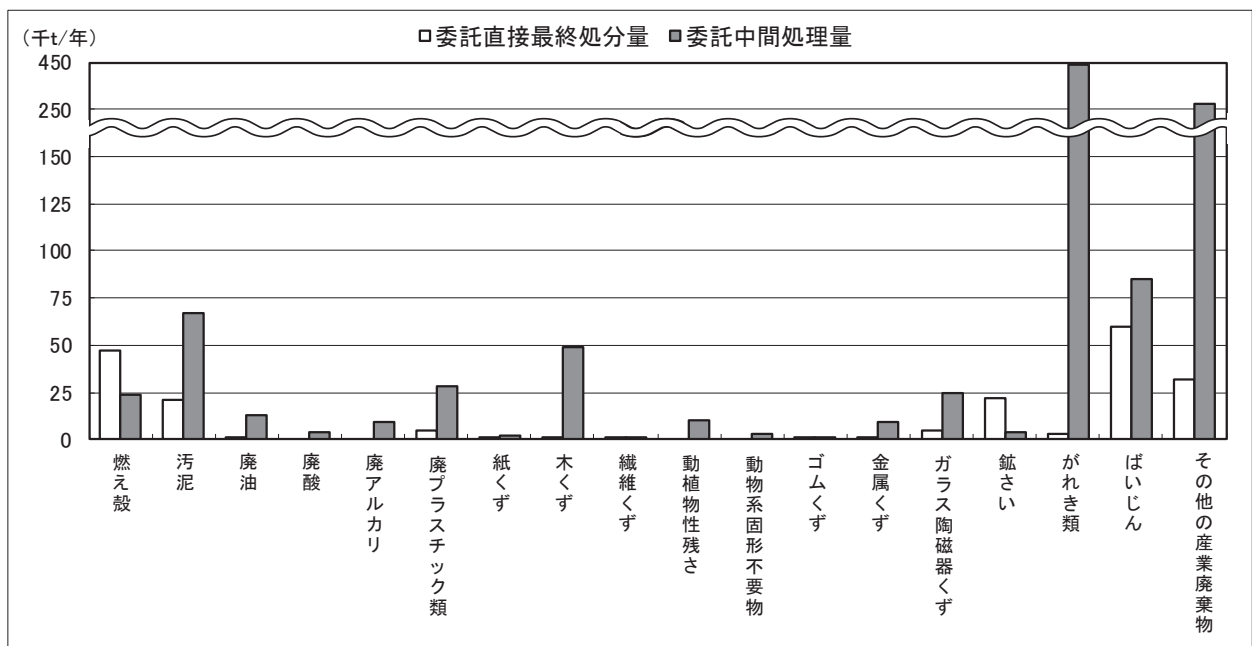


図 2-3-6 種類別委託処理量の構成比



種類:変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
委託処理量	1,241 (100%)	71 (5.7%)	88 (7.1%)	13 (1.0%)	4 (0.3%)	9 (0.7%)	33 (2.6%)	2 (0.2%)	50 (4.0%)	0 (0.0%)	11 (0.8%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	9 (0.8%)	29 (2.3%)	26 (2.1%)	446 (36.0%)	145 (11.7%)	303 (24.4%)
委託直接最終処分量	196 (100%)	47 (24.3%)	21 (10.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.2%)	5 (2.5%)	22 (11.1%)	3 (1.4%)	60 (30.5%)	32 (16.5%)
委託中間処理量	1,045 (100%)	23 (2.2%)	67 (6.4%)	13 (1.2%)	4 (0.4%)	9 (0.9%)	28 (2.7%)	2 (0.2%)	49 (4.7%)	0 (0.0%)	11 (1.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	9 (0.9%)	24 (2.3%)	4 (0.4%)	444 (42.4%)	85 (8.1%)	271 (25.9%)

図 2-3-7 種類別の委託処理量

5 最終処分状況

最終処分量は 357 千トンとなっており、排出量の 15.2% を占めている。

種類別にみると、鉱さいが 139 千トン (39.1%) で最も多く、次いで、ばいじんが 61 千トン (17.0%)、以下、燃え殻が 53 千トン (14.8%)、汚泥が 38 千トン (10.6%) 等となっている。

最終処分量 357 千トンの処理を主体別にみると、排出事業者自らの自己最終処分量が 120 千トン (最終処分量の 33.7%)、処理業者及び県等の公共施設での最終処分量が 236 千トン (同 66.3%) となっている。

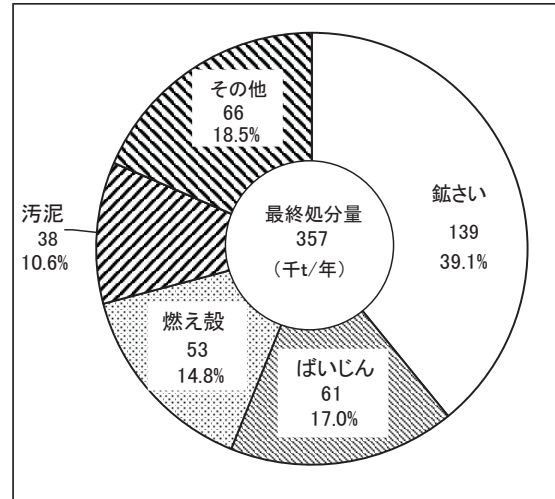
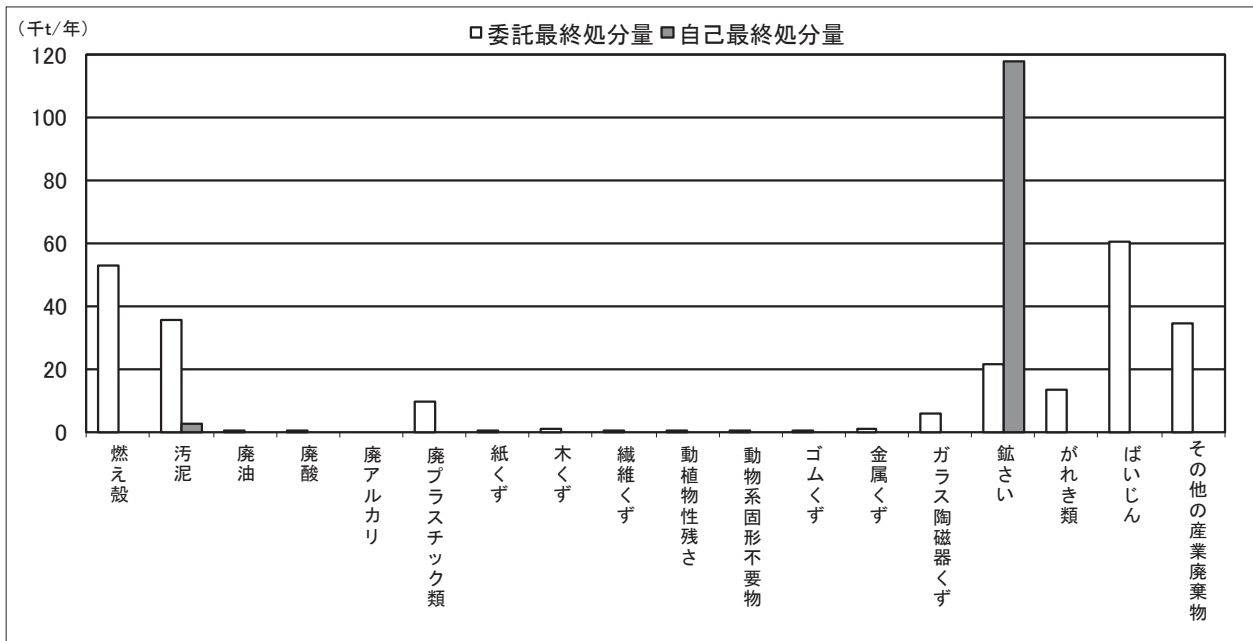


図 2-3-8 種類別最終処分量の構成比



種類: 変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
最終処分量	357 (100%)	53 (14.8%)	38 (10.6%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)		9 (2.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	6 (1.6%)	139 (39.1%)	13 (3.7%)	61 (17.0%)	35 (9.7%)
自己最終処分量	120 (100%)	0 (0.0%)	2 (2.1%)													118 (97.9%)		0 (0.0%)	0 (0.0%)
委託最終処分量	236 (100%)	53 (22.3%)	35 (15.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)		9 (3.9%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	6 (2.4%)	22 (9.2%)	13 (5.6%)	61 (25.6%)	35 (14.6%)

図 2-3-9 種類別の最終処分量

6 再生利用状況

再生利用量は 954 千トンとなっており、排出量の 40.8%を占めている。

種類別にみると、がれき類が 440 千トン (46.1%) で最も多く、以下、その他の産業廃棄物が 264 千トン (27.6%)、ばいじんが 84 千トン (8.8%)、木くずが 47 千トン (4.9%)、汚泥が 29 千トン (3.1%) 等となっている。

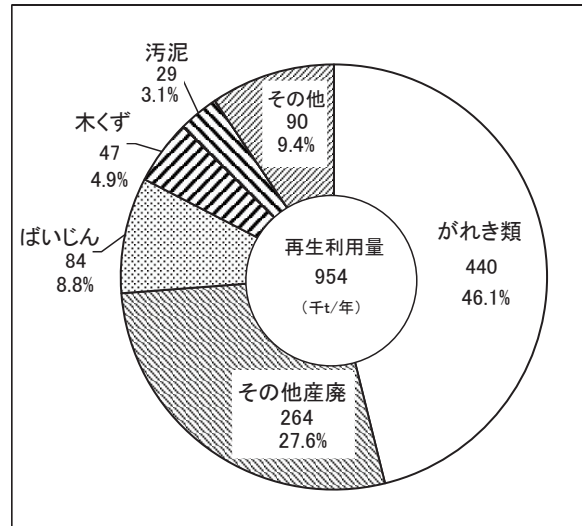


図 2-3-10 種類別の再生利用量の構成比

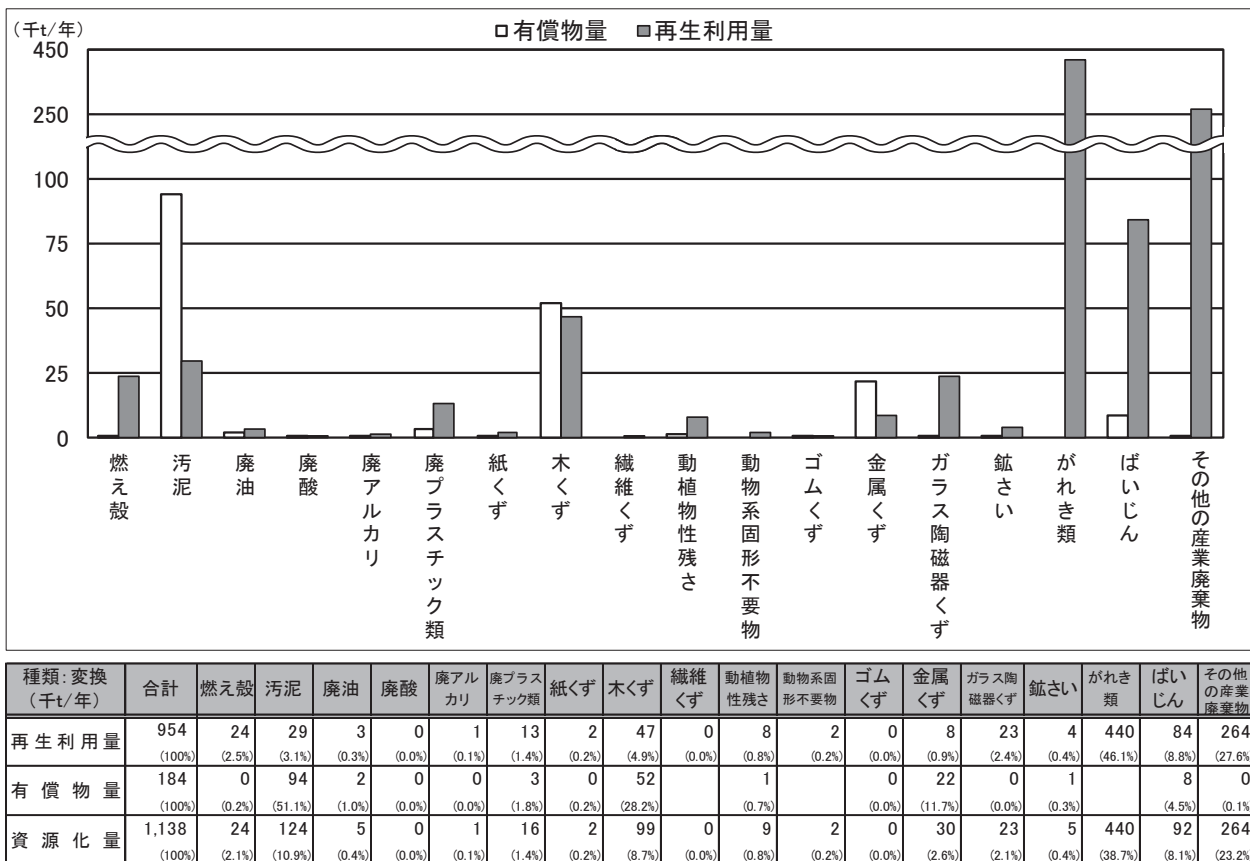
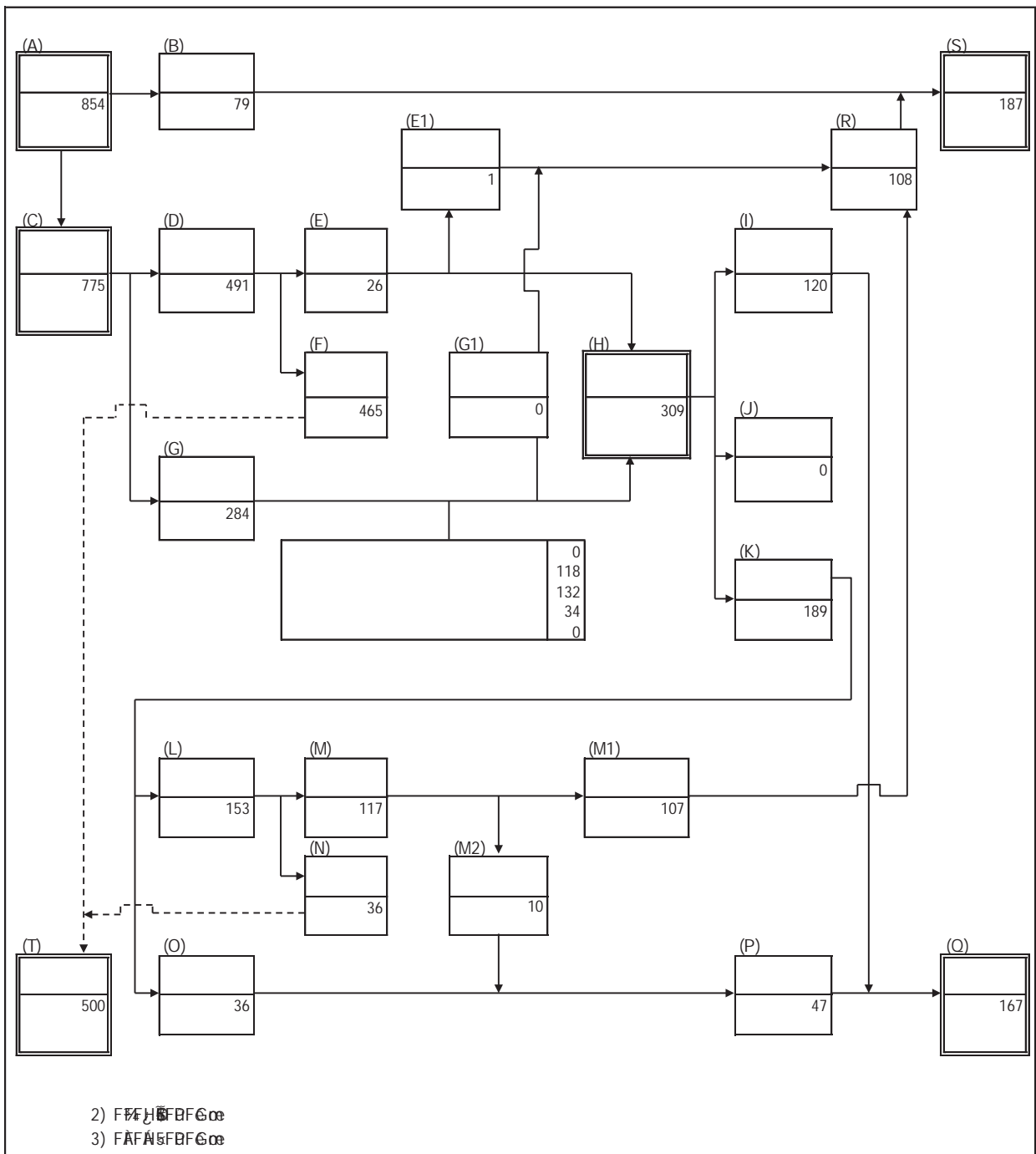


図 2-3-11 種類別の再生利用量



排出された 995 千トンの処理・処分状況を見ると、504 千トン（50.6%）が減量化され、再生利用量は 346 千トン（34.8%）、最終処分量は 145 千トン（14.6%）となっている。

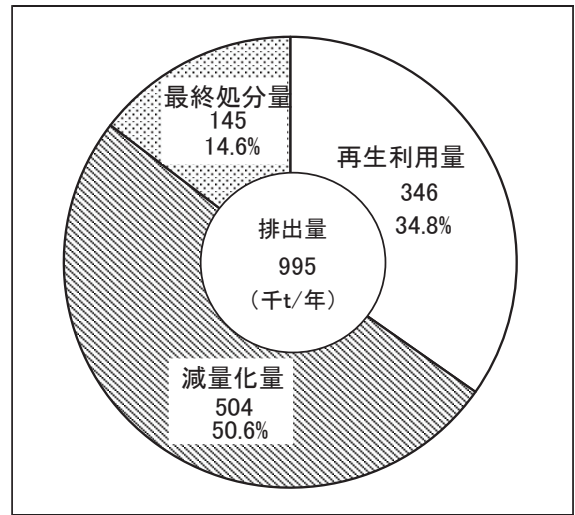
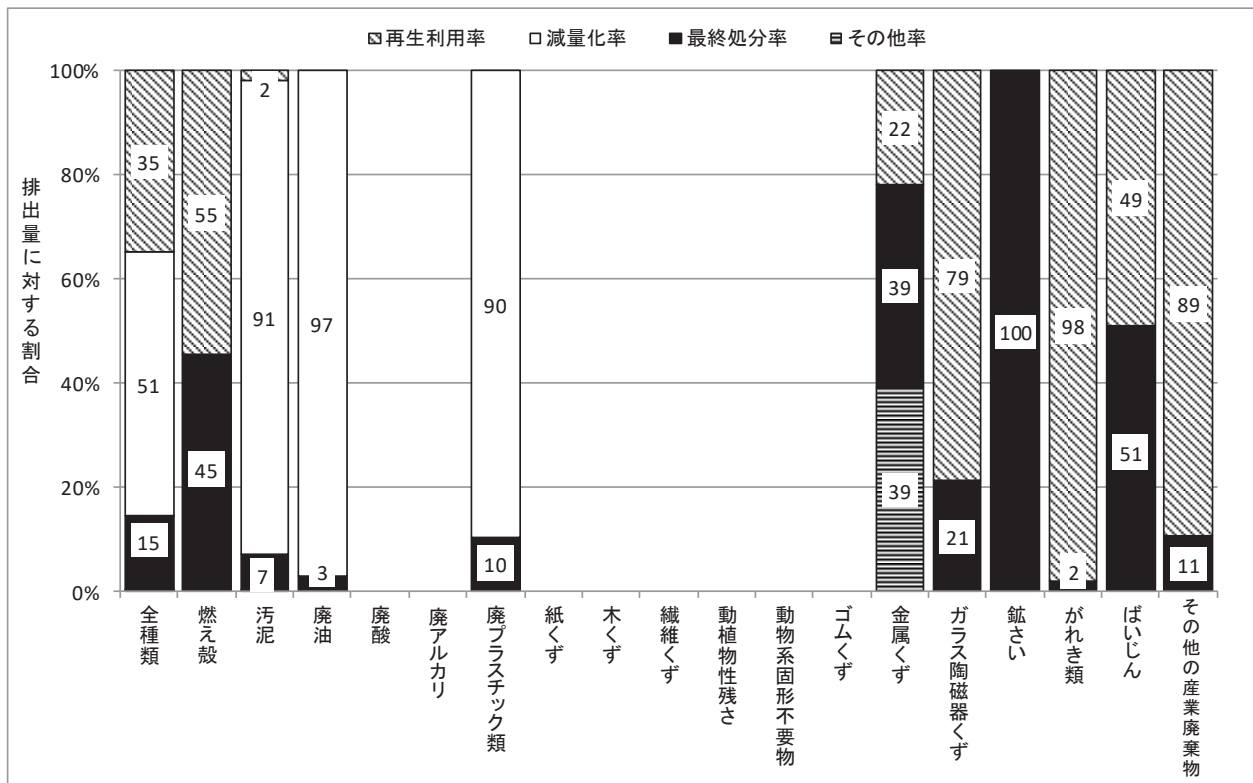


図 3-3-3 種類別の排出量に対する処理・処分状況の構成比



種類: 無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	995	35	553	0			1							0	0	0	2	116	289
再生利用量	346	19	10	0										0	0	0	2	56	258
減量化量	504		504	0			0							0	0	0	0	59	31
最終処分量	145	16	39	0			0							0	0	0	0	59	31
その他量	0		0											0					0

注1) 廃油に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。
しかし、この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

図 3-3-4 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

発生した産業廃棄物の処理・処分の流れは、図 3-3-5 に示すとおりである。

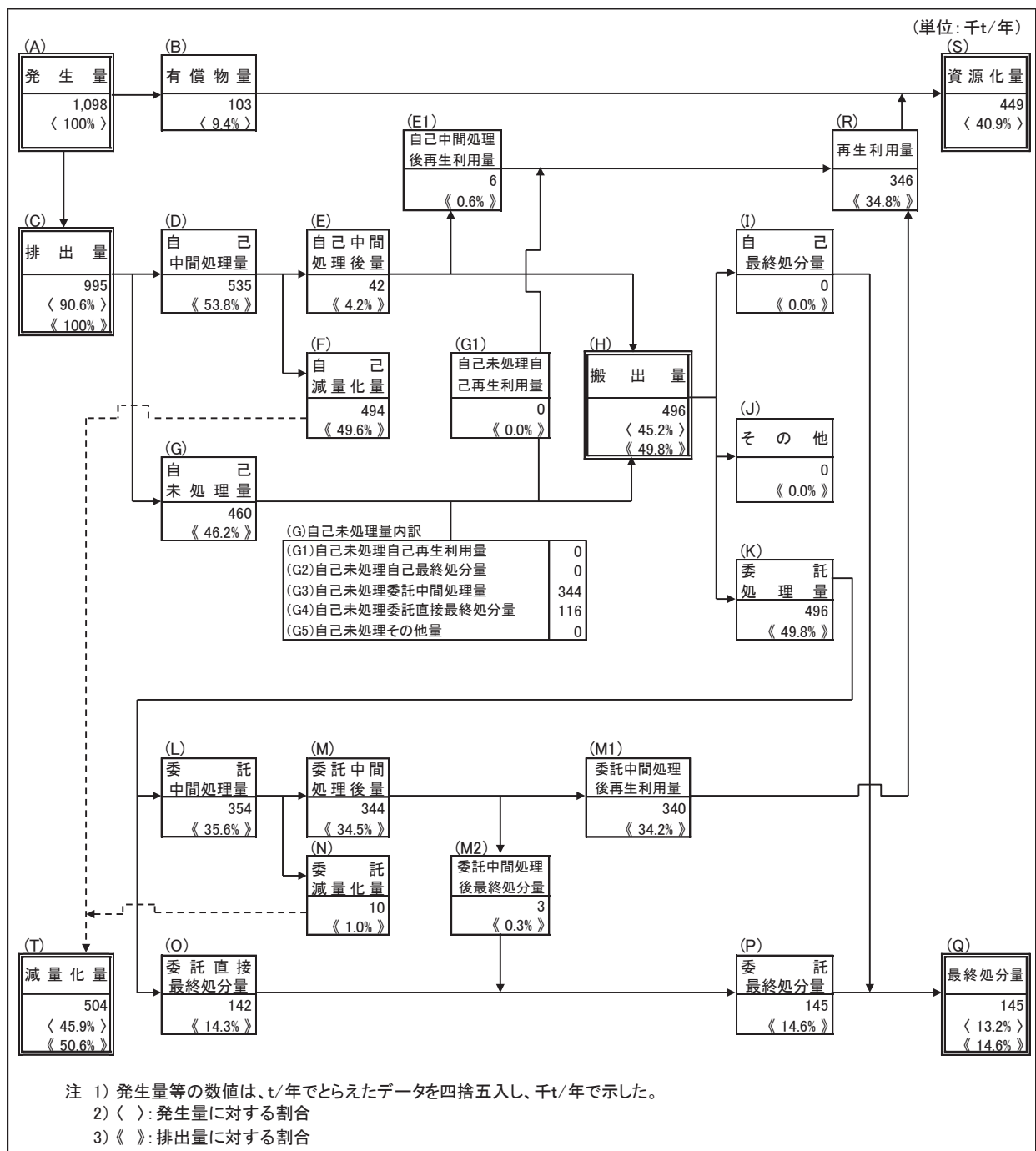


図 3-3-5 電気・水道業の発生及び処理状況の流れ図

第4節 その他の業種

その他の業種（情報通信業、運輸業、卸・小売業、物品賃貸業、学術研究・専門サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業）は、令和2年度の秋田県産業廃棄物実態調査報告書でとりまとめた結果をもとに整理した。

1 概要

その他の業種からの排出量は24千tで、県全体の排出量の1.0%を占めている。

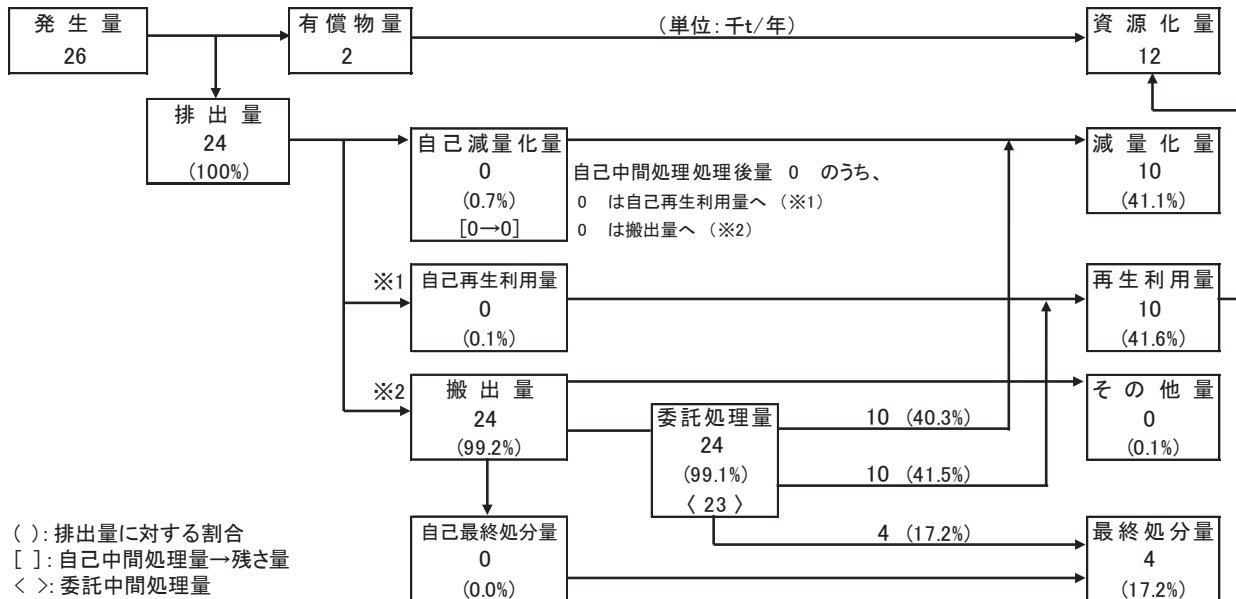
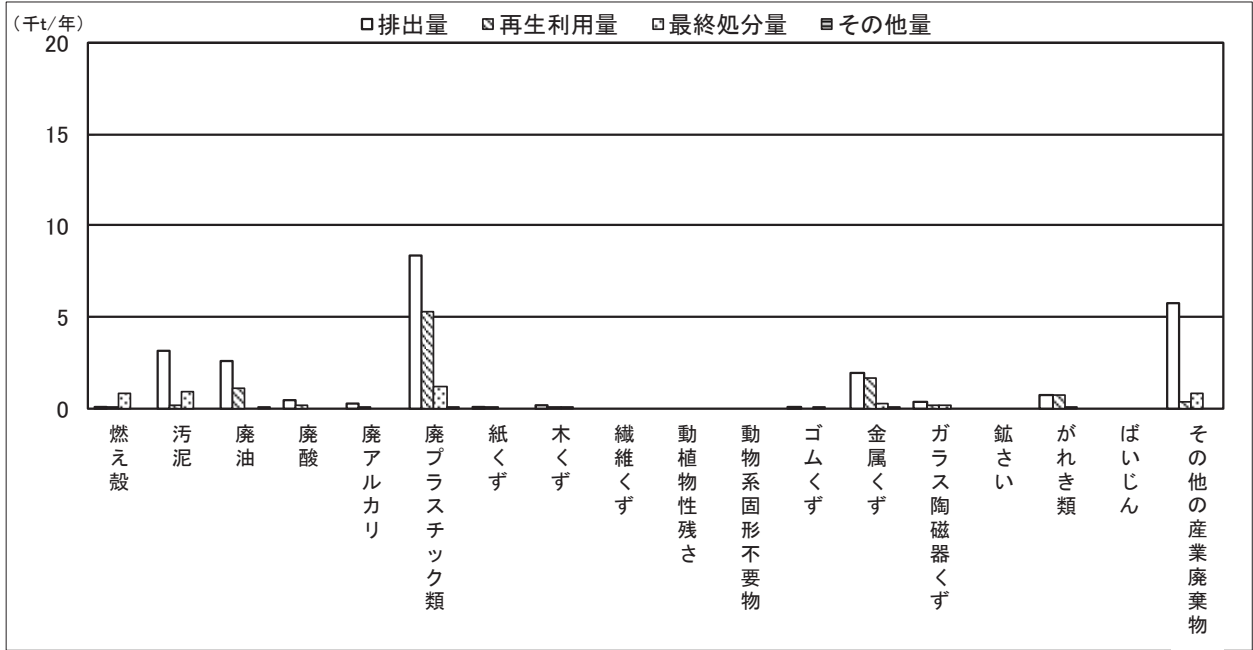


図 3-4-1 その他の業種の処理・処分状況

2 排出及び処理状況

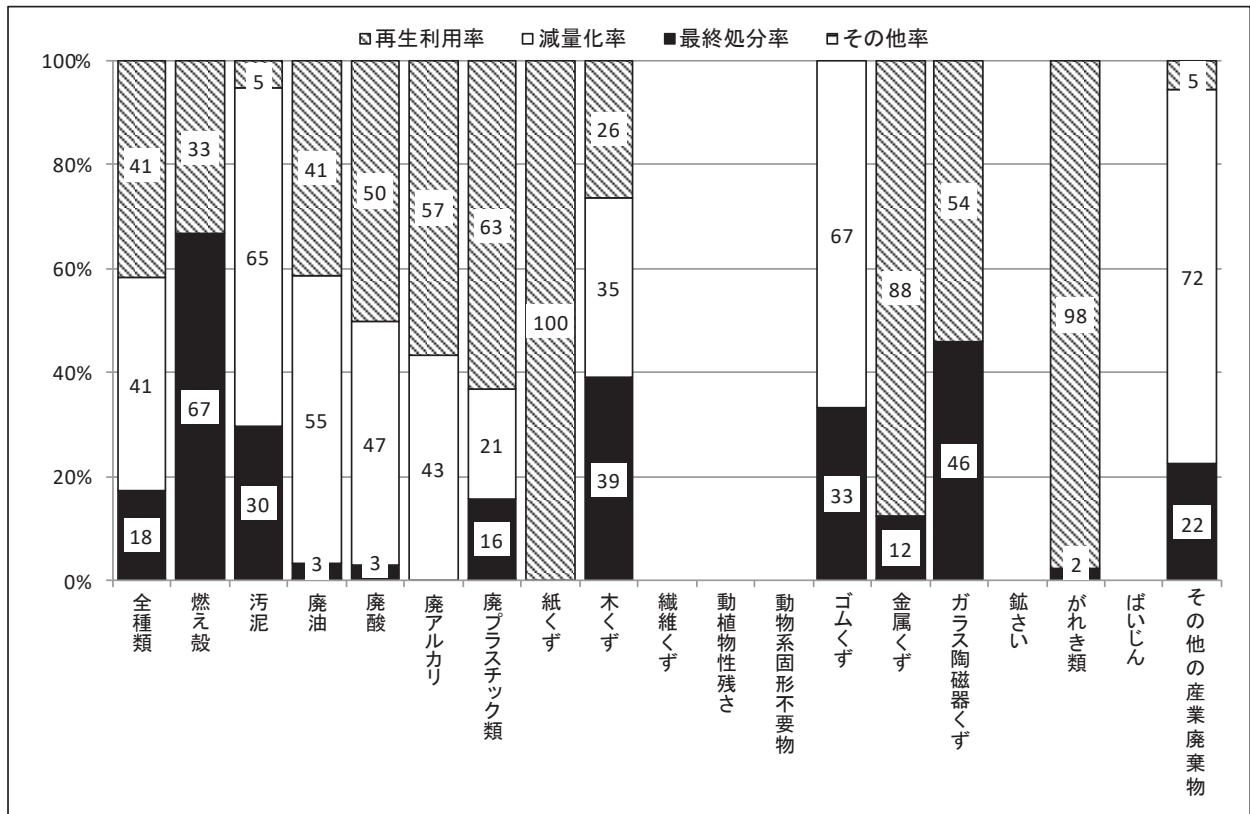
排出量を種類別にみると、全体的に発生量は少なく、廃プラスチック類の8千ト、感染性産業廃棄物を含むその他の産業廃棄物の6千ト、汚泥及び廃油の3千トでその他の業種のほとんどを占めている。



種類:変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉢さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	24 (100%)	0 (0.0%)	3 (13.1%)	3 (11.0%)	0 (1.8%)	0 (1.0%)	8 (35.2%)	0 (0.1%)	0 (0.7%)				0 (0.0%)	2 (8.1%)	0 (1.4%)		1 (3.2%)		6 (24.3%)
再生利用量	10 (100%)	0 (0.7%)	0 (2.1%)	1 (11.0%)	0 (2.1%)	0 (0.4%)	5 (53.4%)	0 (0.3%)	0 (0.4%)					2 (17.1%)	0 (1.8%)		1 (7.5%)		0 (3.2%)
最終処分量	4 (100%)	1 (19.6%)	1 (21.8%)				1 (28.3%)		0 (1.5%)				0 (0.0%)	0 (5.6%)	0 (3.6%)		0 (0.4%)		1 (19.1%)
その他量	0 (100%)			0 (14.3%)			0 (66.7%)							0 (19.0%)					

図 3-4-2 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量

排出された 24 千トンの処理・処分状況を見ると、10 千トン（41.1%）が減量化され、再生利用量は 10 千トン（41.6%）、最終処分量は 4 千トン（17.2%）となっている。



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	24	0	3	3	0	0	8	0	0				0	2	0		1		6
再生利用量	10	0	0	1	0	0	5	0	0					2	0		1		0
減量化量	10		2	1	0	0	2		0				0						4
最終処分量	4	0	1	0	0		1		0				0	0	0		0		1
その他量	0			0			0							0					

注1)廃油に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。
しかし、この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

図 3-4-3 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

発生した産業廃棄物の処理・処分の流れは、図 3-4-4 のとおりである。

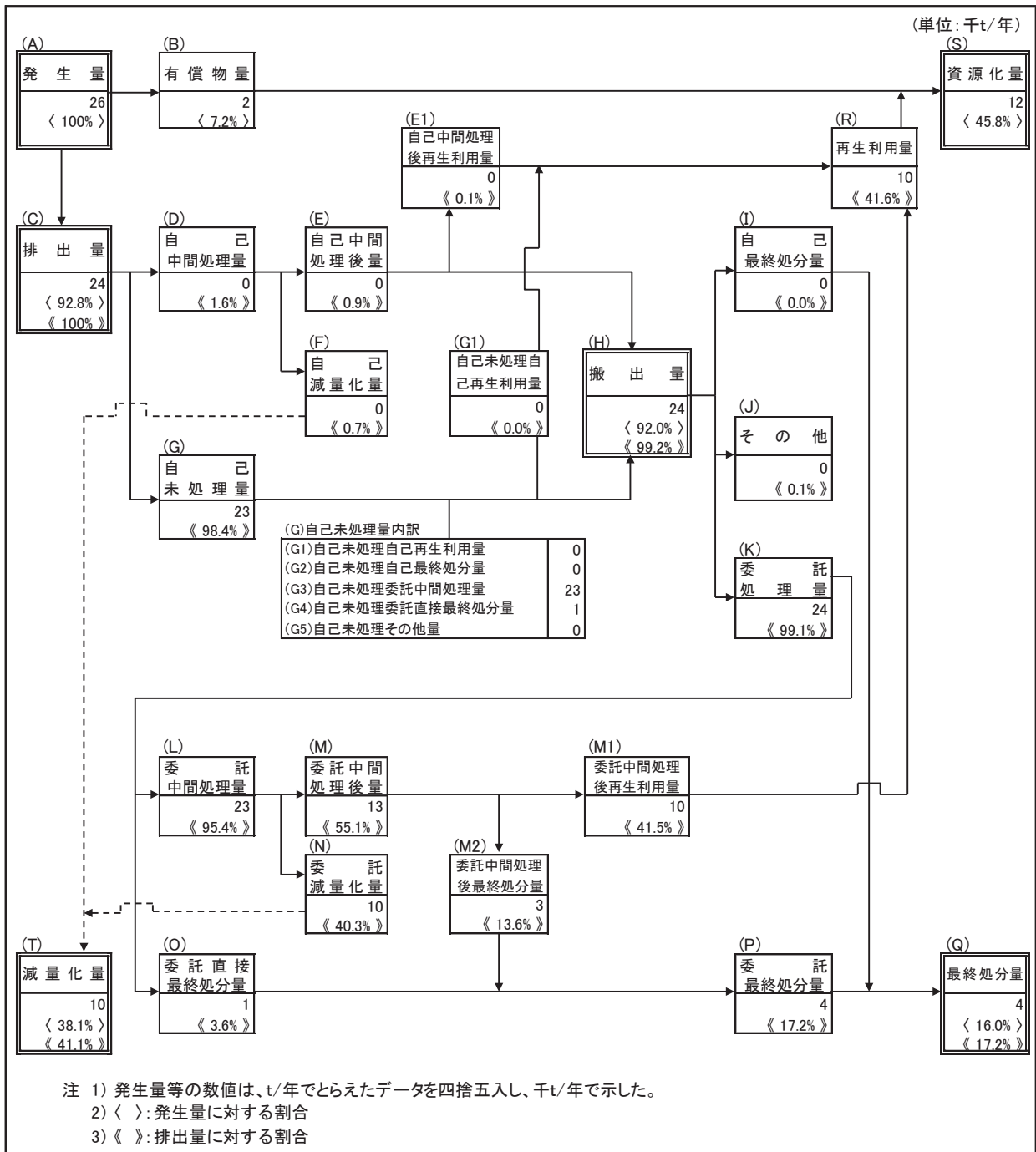


図 3-4-4 その他の業種の発生及び処理状況の流れ図

第4章 農業・鉱業を含めた産業廃棄物

第1節 農業からの産業廃棄物

農業からの産業廃棄物については、郵送によるアンケート調査は行わず、県の資料に基づいて取りまとめた。

対象廃棄物は、畜産農業からの家畜ふん尿と施設園芸農業からの農業用廃プラスチックであり、排出量の現状をとらえた。

家畜ふん尿の排出量は、令和2年の畜種別の飼養頭羽数（県関係部局資料）と令和元年度の畜種別の飼養頭羽数及び排出量（令和2年度秋田県産業廃棄物実態調査報告書）から推計した。（994千ト：表4-1-1）

また、農業用廃プラスチックについては、県の資料（隔年調査）から令和元年度における秋田県の年間排出量（817ト：表4-1-2）を用いた。

表4-1-1 畜種別ふん尿排出量

	飼養頭羽数	排出量 (千t/年)	減量化量 (千t/年)	再生利用量 (千t/年)
乳用牛	4,134 頭	71		
肉用牛	19,778 頭	183		
豚	264,444 頭	621		
採卵鶏	2,334 千羽	106		
肉鶏	269 千羽	12		
計	—	994	397	596

表4-1-2 農業用廃プラスチック排出量

(単位:t/年)

	排出量	再生処理	埋立処理	焼却処理	その他
農業用廃プラスチック	817	562	190	65	

第2節 鉱業からの産業廃棄物

(令和2年度 秋田県産業廃棄物実態調査報告書より抜粋)

1 概要

鉱業からの産業廃棄物は、農業を除く他の業種と同様にアンケート調査により取りまとめた。

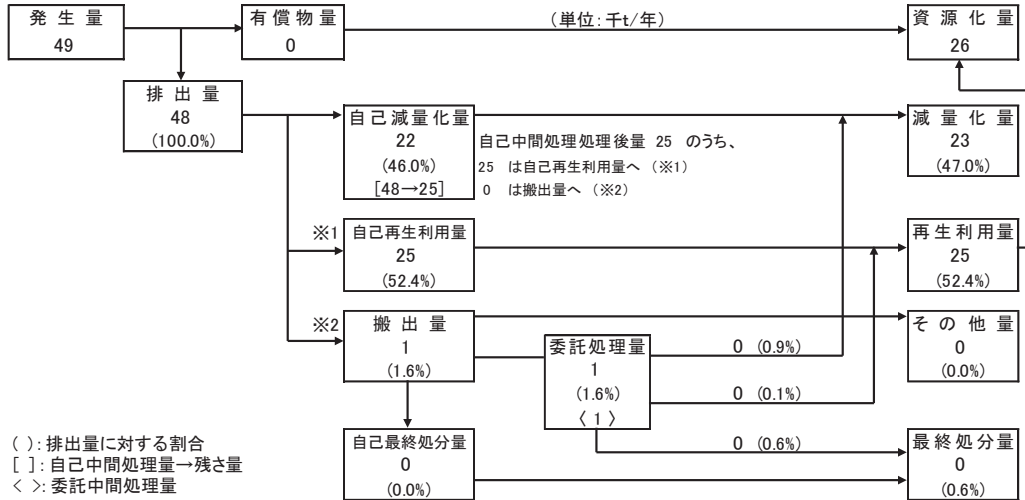


図 4-2-1 鉱業の処理・処分状況

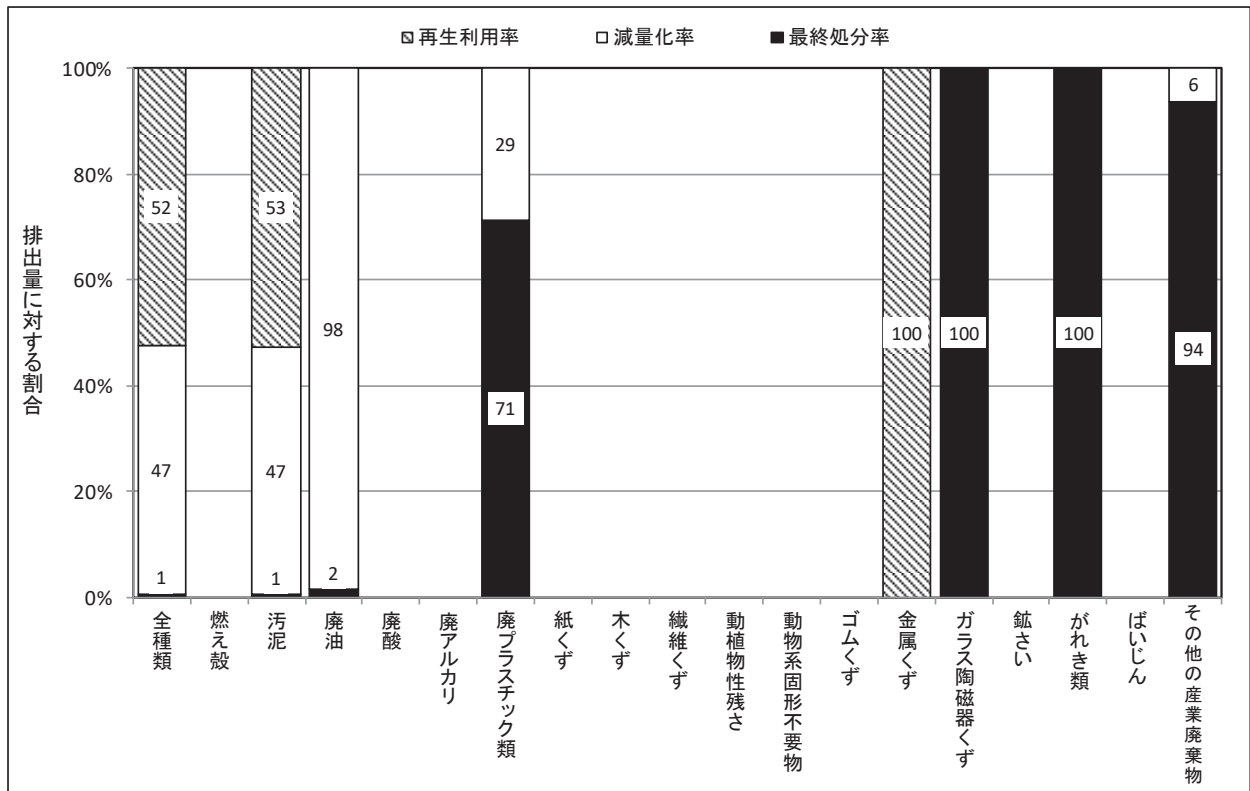
2 排出及び処理状況

排出量を種類別にみると、汚泥の 48 千トン（鉱業の排出量の 99.3%）がほぼ全量を占めている。



図 4-2-2 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量

排出された 48 千トンの処理・処分状況を見ると、23 千トン（47.0%）が減量化され、再生利用量は 25 千トン（52.4%）、最終処分量は 0.3 千トン（0.6%）となっている。



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	48		48	0			0							0	0		0		0
再生利用量	25		25											0					
減量化量	23		22	0			0												0
最終処分量	0		0	0			0								0		0		0

注1)廃油に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。
この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

図 4-2-3 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

第3節 農業・鉱業を含めた排出量

農業・鉱業を含めた令和2年度の排出量は、3,383千トである。

表 4-3-1 農業・鉱業を含めた排出量（業種別・種類別）

(単位:千t/年)

業種 種類	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・ 水道業	その他
合計	3,383 (100%)	994	48	545	775	995	24
燃え殻	44 (1.3%)			0	9	35	0
汚泥	1,098 (32.5%)		48	27	467	553	3
廃油	15 (0.4%)		0	0	12	0	3
廃酸	4 (0.1%)				3		0
廃アルカリ	9 (0.3%)			0	9		0
廃プラスチック類	35 (1.0%)	1	0	5	20	1	8
紙くず	12 (0.4%)			0	12		0
木くず	69 (2.0%)			44	24		0
繊維くず	0 (0.01%)			0	0		
動植物性残さ	11 (0.3%)				11		
動物系固形不要物	2 (0.07%)				2		
ゴムくず	0 (0.00%)			0	0		0
金属くず	10 (0.3%)		0	5	3	0	2
ガラス陶磁器くず	30 (0.9%)		0	7	22	0	0
鉱さい	144 (4.2%)				144	0	
がれき類	459 (13.6%)		0	453	3	2	1
動物のふん尿	994 (29.4%)	994					
ばいじん	145 (4.3%)				29	116	
その他の産業廃棄物	303 (9.0%)		0	4	5	289	6

(注1) 表中の「0」は1t以上500t未満で、空欄は1t未満。
 (注2) 千t未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

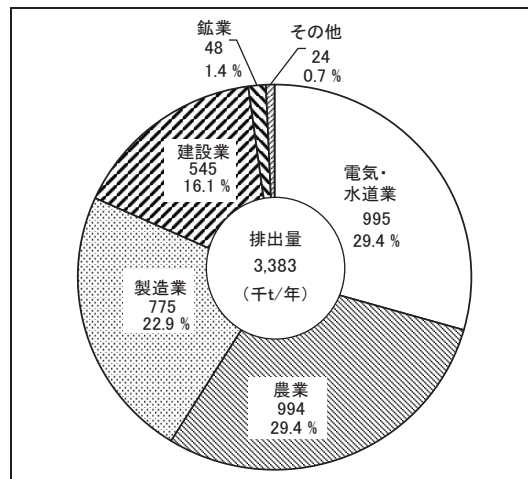
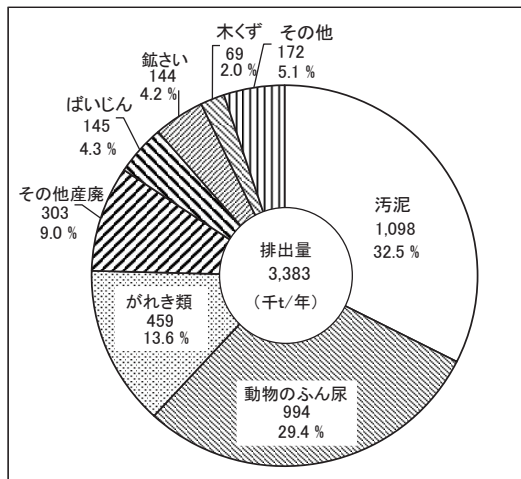


図 4-3-1 農業・鉱業を含めた種類別排出量 図 4-3-2 農業・鉱業を含めた業種別排出量

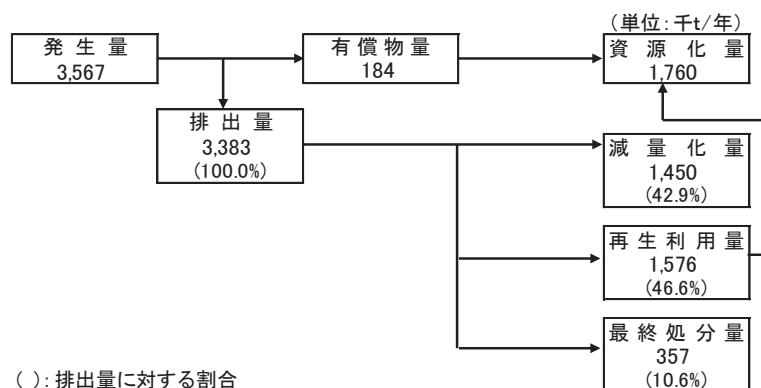


図 4-3-3 農業・鉱業を含めた処理・処分状況

第5章 産業廃棄物の移動状況

産業廃棄物の移動状況は、県内発生分については産業廃棄物実態調査から委託処理に関する結果について中間処理及び最終処分の目的別と県内外別、種類別に集計し、県外から県内に搬入される分については、県内産業廃棄物処分業者が県及び秋田市に報告した産業廃棄物処分実績報告書を基に中間処理及び最終処分の目的別と地域別、種類別に集計を行った。

第1節 産業廃棄物の移動状況の概要

県内で発生し委託処理された産業廃棄物は、655千トンが県内で中間処理されており、390千トンが県外で中間処理、191千トンが県内で最終処分、5千トンが県外で最終処分となっている。

県外から搬入される産業廃棄物は184千トンであり、中間処理が168千トン、最終処分が17千トンとなっている。

県内から県外に搬出される産業廃棄物は、約8割が石炭火力発電所から排出される燃え殻やばいじんであって、その多くがセメント原材料として再利用されている。

表5-1-1 産業廃棄物の移動状況（概要）

（単位：千t/年）

	中間処理	最終処分	合計
県内⇒県内	655 (77.4%)	191 (22.6%)	846 (100%)
県内⇒県外	390 (98.8%)	5 (1.2%)	395 (100%)
県外⇒県内	168 (91.0%)	17 (9.0%)	184 (100%)

表5-1-2 産業廃棄物の移動状況

（単位：千t/年）

産業廃棄物の種類	県外への搬出			県内への搬入		
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計
燃え殻	18	2	20	3	0	4
汚泥	18	0	18	9	10	19
廃油	3		3	23		23
廃酸	2		2	7		7
廃アルカリ	6		6	8		8
廃プラスチック類	8	0	8	69	2	71
紙くず				0	1	1
木くず	0		0	2	1	3
繊維くず				0	0	0
動植物性残さ	3		3	1		1
動物系不要固形物	2		2			
ゴムくず				0		0
金属くず	1	0	1	0	0	1
ガラス陶磁器くず	0	0	0	5	1	6
鋳さい	4		4	1		1
がれき類	4		4	0	0	1
ばいじん	66	3	69	2	0	2
その他の産業廃棄物	256	0	256	38	0	38
合計	390	5	395	168	17	184

注：中間処理には再生利用を含む。また中間処理後の残さが最終処分される場合もあるが、その量は計上していない。最終処分は中間処理を経ずに直接最終処分された量を計上している。

第2節 県外への搬出状況

県外に搬出される産業廃棄物を地方ブロック別にみると、東北地方への搬出量が180千トで最も多く、次いで、北海道が114千ト、韓国が97千ト等となっている。

また、種類別にみると、その他の産業廃棄物が256千トで最も多く、次いで、ばいじんが69千ト、燃え殻が20千ト等となっている。

更に、処理目的別にみると、中間処理目的が390千ト、最終処分目的（中間処理を経ずに最終処分）が5千トとなっている。

表 5-2-1 県外への搬出状況

(単位：千t/年)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	韓国	合計
燃え殻	5	15	0						20 (5.0%)
汚泥	0	17	0	1	0		0		18 (4.5%)
廃油		2	1	0	0	0	0		3 (0.7%)
廃酸	0	1	0	0	0		0		2 (0.4%)
廃アルカリ		5	0	0			0		6 (1.4%)
廃プラスチック類	0	8	0	0	0				8 (2.1%)
紙くず									
木くず		0		0					0 (0.0%)
繊維くず									
動植物性残さ		3	0						3 (0.8%)
動物系固形不要物		2							2 (0.6%)
ゴムくず									
金属くず	0	0	1	0	0				1 (0.2%)
ガラス陶磁器くず	0	0	0	0	0	0			0 (0.1%)
鋳さい		4	0						4 (1.0%)
がれき類	0	4	0	0					4 (1.0%)
ばいじん		60						9	69 (17.4%)
その他の産業廃棄物	109	59	0	0			0	88	256 (64.8%)
合計	114 (28.7%)	180 (45.6%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	97 (24.5%)	395 (100%)

表 5-2-2 県外への搬出状況（中間処理目的）

(単位：千t/年)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	韓国	合計
燃え殻	5	14	0						18 (4.7%)
汚泥	0	17	0	1	0		0		18 (4.6%)
廃油		2	1	0	0	0	0		3 (0.7%)
廃酸	0	1	0	0	0		0		2 (0.4%)
廃アルカリ		5	0	0			0		6 (1.4%)
廃プラスチック類	0	8	0	0	0				8 (2.1%)
紙くず									
木くず		0		0					0 (0.0%)
繊維くず									
動植物性残さ		3	0						3 (0.8%)
動物系固形不要物		2							2 (0.6%)
ゴムくず									
金属くず	0	0	1	0	0				1 (0.2%)
ガラス陶磁器くず	0	0	0	0	0	0			0 (0.1%)
鋳さい		4	0						4 (1.0%)
がれき類	0	4	0	0					4 (1.0%)
ばいじん		57						9	66 (16.8%)
その他の産業廃棄物	109	59	0	0			0	88	256 (65.5%)
合計	114 (29.1%)	175 (44.9%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	97 (24.8%)	390 (100%)

表 5-2-3 県外への搬出状況（最終処分目的）

(単位:千t/年)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	韓国	合計
燃え殻		2							2 (33.2%)
汚泥							0		0 (0.9%)
廃油									
廃酸									
廃アルカリ									
廃プラスチック類		0							0 (0.1%)
紙くず									
木くず									
繊維くず									
動植物性残さ									
動物系固形不要物									
ゴムくず									
金属くず			0						0 (0.0%)
ガラス陶磁器くず				0					0 (0.0%)
鋳さい									
がれき類									
ばいじん		3							3 (65.7%)
その他の産業廃棄物			0						0 (0.0%)
合計		5 (99.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			0 (0.9%)		5 (100%) (100%)

第 3 節 県内への搬入状況

県内に搬入される産業廃棄物を地方ブロック別にみると、関東地方からの搬入量が 86 千トで最も多く、次いで、東北地方が 85 千ト、中部地方が 10 千ト等となっている。

また、種類別にみると、廃プラスチック類が 71 千トで最も多く、次いで、その他の産業廃棄物（混合物）が 38 千ト、廃油が 23 千ト、汚泥が 19 千ト等となっている。

更に、処理目的別にみると、中間処理目的が 168 千トであり、最終処分目的（中間処理を経ずに最終処分）は 17 千トとなっている。

表 5-3-1 県内への搬入状況

(単位:千t/年)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
燃え殻		0	3	0				4 (1.9%)
汚泥	0	15	4	0	0			19 (10.3%)
廃油	0	16	5	2	0			23 (12.5%)
廃酸	0	6	1	1	0			7 (4.0%)
廃アルカリ	0	8	0	0				8 (4.4%)
廃プラスチック類	1	16	51	3				71 (38.3%)
紙くず		0	1					1 (0.3%)
木くず		0	3	0				3 (1.7%)
繊維くず		0	0					0 (0.0%)
動植物性残さ		1						1 (0.4%)
動物系固形不要物								
ゴムくず		0						0 (0.0%)
金属くず		0	0	0	0			1 (0.3%)
ガラス陶磁器くず		5	1					6 (3.4%)
鋳さい		0		0				1 (0.3%)
がれき類		0	0	0				1 (0.3%)
ばいじん	1	1	0	0				2 (1.0%)
その他の産業廃棄物	2	17	16	3	0	0		38 (20.6%)
合計	3 (1.7%)	85 (46.0%)	86 (46.7%)	10 (5.6%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)		184 (100%) (100%)

表 5-3-2 県内への搬入状況（中間処理目的）

（単位：千t/年）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
燃え殻		0	3					3 (2.1%)
汚泥	0	5	4	0	0			9 (5.4%)
廃油	0	16	5	2	0			23 (13.7%)
廃酸	0	6	1	1	0			7 (4.4%)
廃アルカリ	0	8	0	0				8 (4.9%)
廃プラスチック類	1	15	50	3				69 (40.9%)
紙くず		0	0					0 (0.0%)
木くず		0	2	0				2 (1.1%)
繊維くず		0						0 (0.0%)
動植物性残さ		1						1 (0.4%)
動物系固形不要物								
ゴムくず		0						0 (0.0%)
金属くず		0	0	0	0			0 (0.1%)
ガラス陶磁器くず		5	0					5 (3.0%)
銚さい		0		0				1 (0.3%)
がれき類		0	0	0				0 (0.1%)
ばいじん	1	1	0					2 (1.1%)
その他の産業廃棄物	2	17	16	3	0	0		38 (22.5%)
合計	3 (1.9%)	74 (44.0%)	81 (48.4%)	9 (5.6%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)		168 (100%)

表 5-3-3 県内への搬入状況（最終処分目的）

（単位：千t/年）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
燃え殻		0		0				0 (0.7%)
汚泥		10	0	0				10 (60.2%)
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類		0	2					2 (12.1%)
紙くず		0	1					1 (3.7%)
木くず		0	1	0				1 (7.9%)
繊維くず		0	0					0 (0.6%)
動植物性残さ								
動物系固形不要物								
ゴムくず								
金属くず			0					0 (2.7%)
ガラス陶磁器くず		0	1					1 (7.4%)
銚さい								
がれき類		0		0				0 (2.6%)
ばいじん		0		0				0 (0.7%)
その他の産業廃棄物				0				0 (1.5%)
合計		11 (66.0%)	5 (29.1%)	1 (4.9%)				17 (100%)

表 5-3-4 地方ブロック

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 山形県 福島県 新潟県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
中部	富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

第6章 産業廃棄物の推移

第1節 令和元年度との比較

1 排出量

排出量は電気業の石炭火力発電所の新施設が営業運転を開始したことに伴って、電気・水道業からのその他の産業廃棄物が増加したが、建設業からのがれき類と製造業からの汚泥が大きく減少したため、全体として264千t減少した。

種類別にみると、その他の産業廃棄物が増加し、それ以外は減少しており、特にがれき類とばいじんが大きく減少している。

表 6-1-1 排出量

(単位:千t/年)

	令和元年度	令和2年度	増減(R1-R2)
排出量計	2,604	2,340	-264
建設業	760	545	-214
製造業	920	775	-145
電気・水道業	900	995	95
その他	24	24	0

(単位:千t/年)

	令和元年度	令和2年度	増減(R1-R2)
排出量計	2,604	2,340	-264
汚泥	1,148	1,050	-98
がれき類	633	459	-174
ばいじん	378	145	-234
その他産廃	19	303	283
上記以外	426	383	-43

2 再生利用量

再生利用量は電気・水道業が増加したものの、再生利用率の高い建設業の排出量が減少したことにより、全体として176千t減少した。

種類別にみると、その他の産業廃棄物が増加し、それ以外は減少しており、特にがれき類とばいじんが大きく減少している。

表 6-1-2 再生利用量

(単位:千t/年)

	令和元年度	令和2年度	増減(R1-R2)
再生利用量計	1,130	954	-176
建設業	694	490	-204
製造業	156	108	-48
電気・水道業	269	346	77
その他	10	10	0

(単位:千t/年)

	令和元年度	令和2年度	増減(R1-R2)
再生利用量計	1,130	954	-176
がれき類	622	440	-182
ばいじん	262	84	-177
木くず	63	47	-17
その他産廃	3	264	260
上記以外	179	119	-60

3 最終処分量

最終処分量は製造業と電気・水道業からの汚泥等が減少したこと等により、全体として41千ト減少した。

種類別にみると、ばいじんと汚泥が大きく減少しているが、燃え殻が増加している。

表 6-1-3 最終処分量

(単位:千t/年)

	令和元年度	令和2年度	増減(R1-R2)
最終処分量計	397	357	-41
建設業	43	40	-3
製造業	181	167	-14
電気・水道業	169	145	-24
その他	4	4	0

(単位:千t/年)

	令和元年度	令和2年度	増減(R1-R2)
最終処分量計	397	357	-41
鉱さい	141	139	-2
ばいじん	117	61	-56
汚泥	59	38	-21
燃え殻	41	53	12
上記以外	39	66	27

第2節 目標の達成状況

第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画（平成28年3月策定）の数値目標は次のとおりである。なお、今回調査した令和2年度の実績値は、いずれもこの目標値を上回った。

<数値目標（令和2年度）>

- ・産業廃棄物の排出量：2,260千ト
- ・産業廃棄物の最終処分量：295千ト

表 6-2-1 産業廃棄物に関する現況と数値目標（農業・鉱業に係るものを除く）

項目	年度	実績		目標
		令和元年度	令和2年度	令和2年度
排出量	(千t/年)	2,604	2,340	2,260
最終処分量	(千t/年)	397	357	295

第7章 産業廃棄物の将来の見込み

第1節 排出量の将来予測

本報告書では、令和3、4及び5年度の産業廃棄物の排出・処理状況について予測する。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年1月頃から徐々に衰退傾向が見られたが、ワクチン接種等の対策により持ち直しつつある。他方、未だ感染の終息が見通せず、今後の経済動向を予測することが困難な状況にある。

このため、経済活動と連動している産業廃棄物の排出量等も将来予測が難しいことから、産業構造等は現在と大きく変わらないものと仮定して産業廃棄物の排出量を予測することとした。

なお、業種別の将来予測方法は表7-1-1のとおりである。

表7-1-1 業種別の将来予測方法

業種	各種経済指標の将来予測方法
建設業	建設業は、人口減少の影響を受けると考えられるが、老朽化等による建替えや大規模修繕等によって産業廃棄物量が増加することも考えられるため、現状のまま推移するものとして予測した。
製造業	製造業は、大手の製紙業と非鉄金属精錬業の2工場から排出される廃棄物量によって左右されるが、大手2工場において廃棄物量が増減する計画は公表されていないため、現状のまま推移するものとして予測した。
電気・水道業	電気業、水道業は、回答があった各事業所の将来計画値を用いた。
その他	業種別に過去からのトレンド（平成18, 21, 24, 28年）で従業者数を推計し、将来の活動量指標とした。

業種別排出量の将来予測の結果は図 7-1-1、表 7-1-2 のとおりである。排出量はほぼ横ばいで推移する予測となり、全体でみると令和 3 年度が 2,341 千ト、令和 4 年度が 2,345 千ト、令和 5 年度が 2,346 千トとなっている。業種別では、電気・水道業がわずかに増加し、種類別では、汚泥がわずかに増加すると見込まれる。

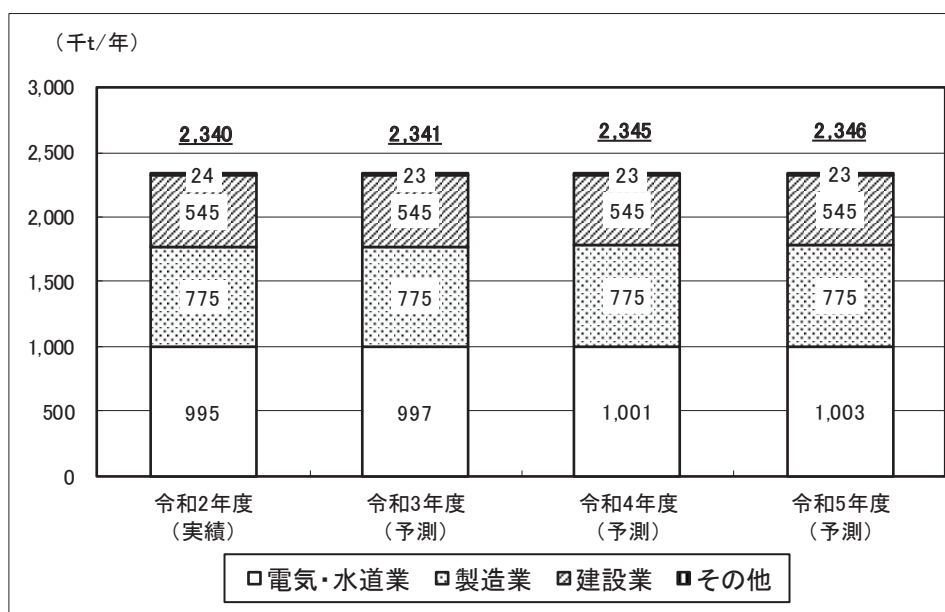


図 7-1-1 業種別排出量の将来見込み

表 7-1-2 業種別排出量の将来見込み

(単位: 千t/年)

排出量	実績		予測					
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
排出量	2,340	(100%)	2,341	(100%)	2,345	(100%)	2,346	(100%)
電気・水道業	995	(43%)	997	(43%)	1,001	(43%)	1,003	(43%)
製造業	775	(33%)	775	(33%)	775	(33%)	775	(33%)
建設業	545	(23%)	545	(23%)	545	(23%)	545	(23%)
その他	24	(1%)	23	(1%)	23	(1%)	23	(1%)

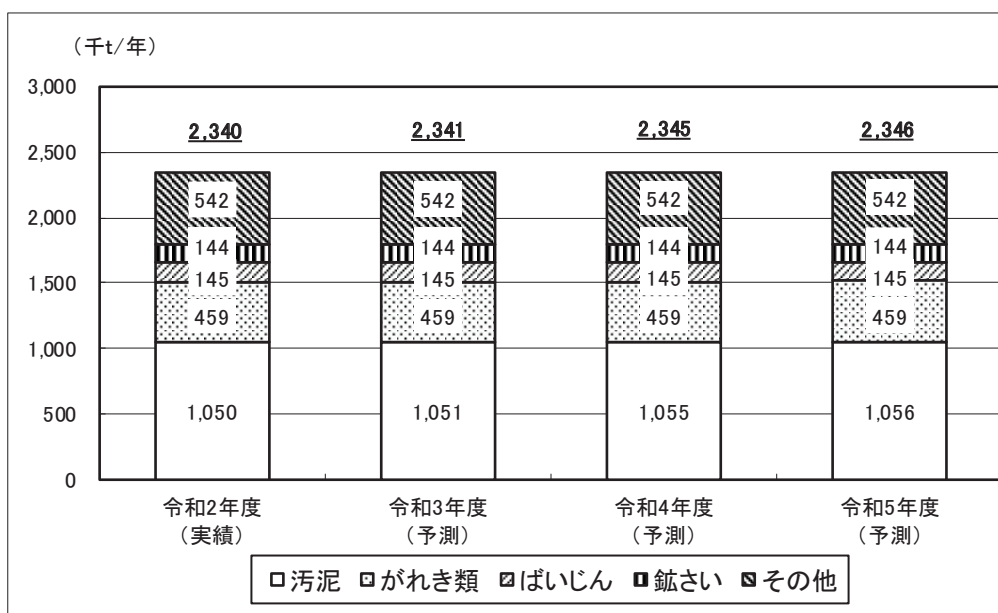


図 7-1-2 種類別排出量の将来見込み

表 7-1-3 種類別排出量の将来見込み

(単位: 千t/年)

排出量	実績		予測		
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
排出量	2,340	(100%)	2,341	(100%)	2,346
汚泥	1,050	(45%)	1,051	(45%)	1,056
がれき類	459	(20%)	459	(20%)	459
ばいじん	145	(6%)	145	(6%)	145
鉱さい	144	(6%)	144	(6%)	144
上記以外	542	(23%)	542	(23%)	542

第2節 処理量の将来予測

処理量の将来予測は、現状の業種別、種類別の発生量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定し、算出した。結果は図7-2-1のとおりである。

再生利用量と最終処分量は、ほぼ横ばいで推移し、減量化量がわずかに増加傾向を示すと考えられる。これは、自己減量化量が多い水道業がわずかに増加すると予測されるためである。

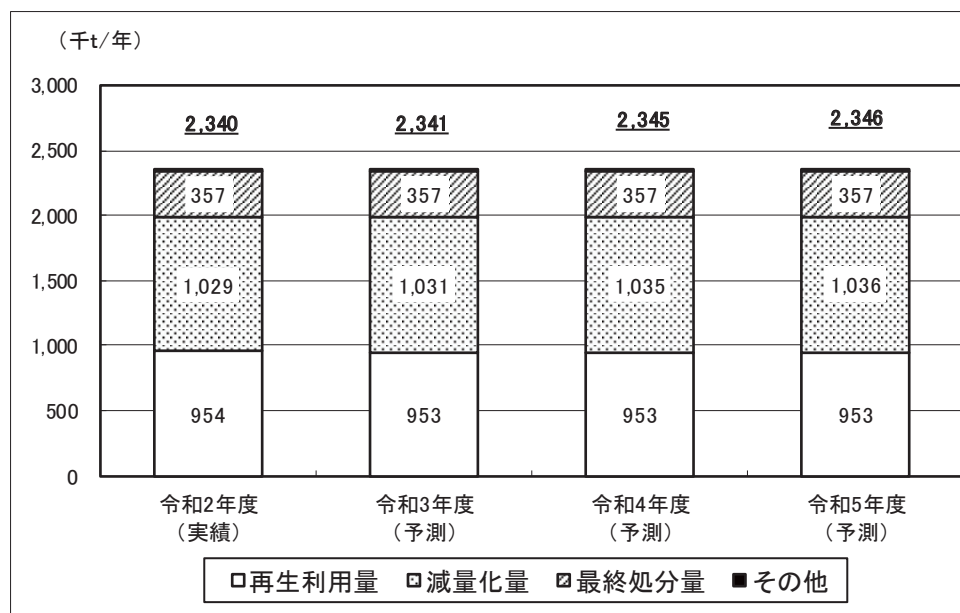


図 7-2-1 処理量の将来見込み

表 7-2-1 処理量の将来見込み

(単位: 千t/年)

	実績		予測					
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
排出量	2,340	(100%)	2,341	(100%)	2,345	(100%)	2,346	(100%)
再生利用量	954	(41%)	953	(41%)	953	(41%)	953	(41%)
減量化量	1,029	(44%)	1,031	(44%)	1,035	(44%)	1,036	(44%)
最終処分量	357	(15%)	357	(15%)	357	(15%)	357	(15%)
その他量	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)

第8章 意識調査結果

秋田県で産業廃棄物の排出事業者等に対して、産業廃棄物の処理に関する取組及び今後の動向等に関する項目についてアンケート調査を実施し、350 事業所から回答があり、その結果を以下に整理した。

第1節 将来の発生抑制、再生利用促進、最終処分削減の見込みについて

■ 貴事業所では、今後さらに廃棄物の発生量を抑制し、また、再生利用の促進や最終処分の削減を行うことは可能ですか。
 「可能である」と回答した場合、令和2年度を100として、令和3年度、令和4年度、令和5年度の将来見通し（方向性）をご記入ください。

将来の発生予測、再生利用促進、最終処分削減の見込みについて、今後さらに廃棄物の発生量を抑制し、また、再生利用の促進や最終処分の削減を行うことが「可能である」と回答した事業所は16.0%、「すでに十分取り組んでおり、これ以上は難しい」は82.9%となっている。（図8-1-1、表8-1-1）

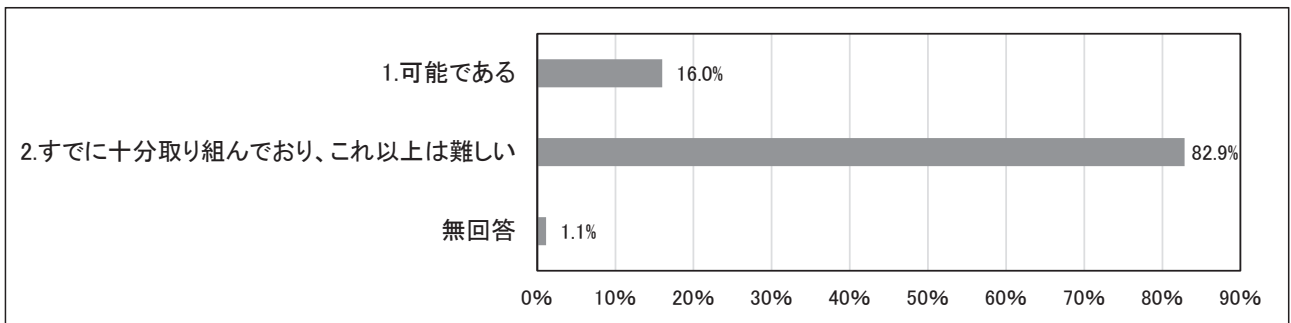


図 8-1-1 将来の発生抑制、再生利用促進、最終処分削減について

表 8-1-1 将来の発生抑制、再生利用促進、最終処分削減について

内容	排出量ランク					計
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	
1.可能である	0 (0.0%)	5 (9.6%)	4 (5.1%)	25 (24.3%)	22 (20.2%)	56 (16.0%)
2.すでに十分取り組んでおり、これ以上は難しい	7 (87.5%)	47 (90.4%)	73 (93.6%)	78 (75.7%)	85 (78.0%)	290 (82.9%)
無回答	1 (12.5%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)	2 (1.8%)	4 (1.1%)
計	8 (100.0%)	52 (100.0%)	78 (100.0%)	103 (100.0%)	109 (100.0%)	350 (100.0%)

また、「可能である」と回答した事業所について、令和2年度と比較した、将来の発生抑制、再生利用促進、最終処分削減の見込みについてまとめると、以下のとおりである。

発生量の将来についてみると、発生量は減少すると回答した事業所が多く、令和4年度で32事業所、令和5年度で34事業所となっている。(表8-1-2)

表 8-1-2 発生量の変化

年度排出量ランク 内容	令和4年度						令和5年度					
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
発生量は増加する	0	0	0	2	1	3	0	0	1	2	1	4
発生量は変化しない	0	3	2	7	5	17	0	2	1	7	4	14
発生量は減少する	0	2	2	13	15	32	0	3	2	13	16	34
無回答	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	1	4
計	0	5	4	25	22	56	0	5	4	25	22	56

再生利用量の将来についてみると、再生利用量は増加すると回答した事業所が多く、再生利用量は増加すると回答したのは、令和4年度で18事業所、令和5年度で20事業所となっている。(表8-1-3)

表 8-1-3 再生利用量の変化

年度排出量ランク 内容	令和4年度						令和5年度					
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
再生利用量は増加する	0	0	0	8	10	18	0	1	0	9	10	20
再生利用量は変化しない	0	3	2	5	5	15	0	2	2	5	4	13
再生利用量は減少する	0	1	2	9	6	18	0	1	2	8	7	18
無回答	0	1	0	3	1	5	0	1	0	3	1	5
計	0	5	4	25	22	56	0	5	4	25	22	56

最終処分量の将来についてみると、最終処分量は減少すると回答した事業所が多く、令和4年度で31事業所、令和5年度で32事業所となっている。(表8-1-4)

表 8-1-4 最終処分量の変化

年度排出量ランク 内容	令和4年度						令和5年度					
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
最終処分量は増加する	0	0	1	1	1	3	0	0	1	1	1	3
最終処分量は変化しない	0	4	2	5	6	17	0	3	2	5	6	16
最終処分量は減少する	0	1	1	15	14	31	0	2	1	15	14	32
無回答	0	0	0	4	1	5	0	0	0	4	1	5
計	0	5	4	25	22	56	0	5	4	25	22	56

第2節 処理困難廃棄物について

■ 貴事業所が排出する産業廃棄物のうち、処理が困難な産業廃棄物がありますか。
 「ある」と回答した場合、主な処理が困難な産業廃棄物の種類、性状及び原因を記載してください。（複数回答）

処理困難な廃棄物の状況についてまとめると図8-1-2、表8-1-5のとおりである。

「処理が困難な産業廃棄物はない」と回答した事業所が87.7%、「処理が困難な産業廃棄物がある」が11.1%となっている。

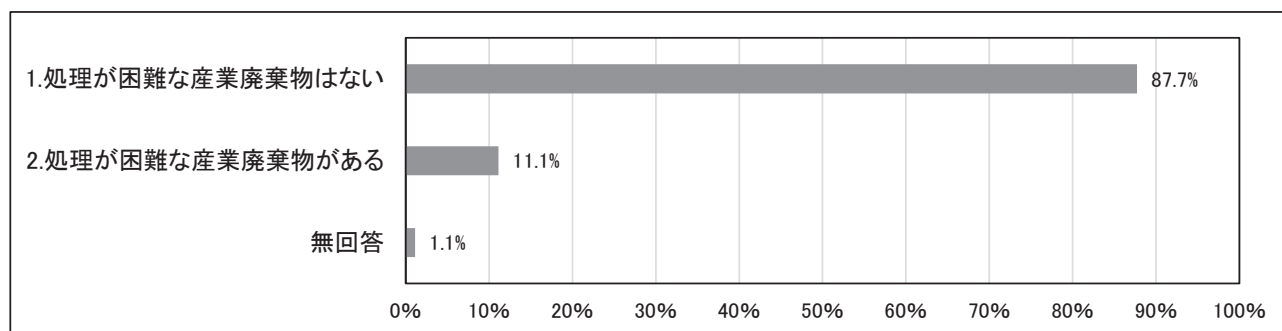


図8-1-2 処理困難産業廃棄物の状況

表8-1-5 処理困難産業廃棄物の状況

内容	排出量ランク					計
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	
1.処理が困難な産業廃棄物はない	8 (100.0%)	49 (94.2%)	69 (88.5%)	93 (90.3%)	88 (80.7%)	307 (87.7%)
2.処理が困難な産業廃棄物がある	0 (0.0%)	2 (3.8%)	8 (10.3%)	9 (8.7%)	20 (18.3%)	39 (11.1%)
無回答	0 (0.0%)	1 (1.9%)	1 (1.3%)	1 (1.0%)	1 (0.9%)	4 (1.1%)
計	8 (100.0%)	52 (100.0%)	78 (100.0%)	103 (100.0%)	109 (100.0%)	350 (100.0%)

なお、「処理が困難な産業廃棄物がある」と回答した事業所のうち、処理困難な原因については「処理費用が高い」が31.8%で最も多く、次いで「委託先の確保が困難である」が25.0%、「再利用ができない」が21.6%、「分別が困難である」が10.2%となっている。

また、処理困難物の種類としては、「汚泥」と「その他」（有害物）が14件で最も多く、次いで「廃プラスチック類」が12件、「廃油」が7件、「その他」（蛍光灯）が6件等となっている。（図8-1-3、表8-1-6）

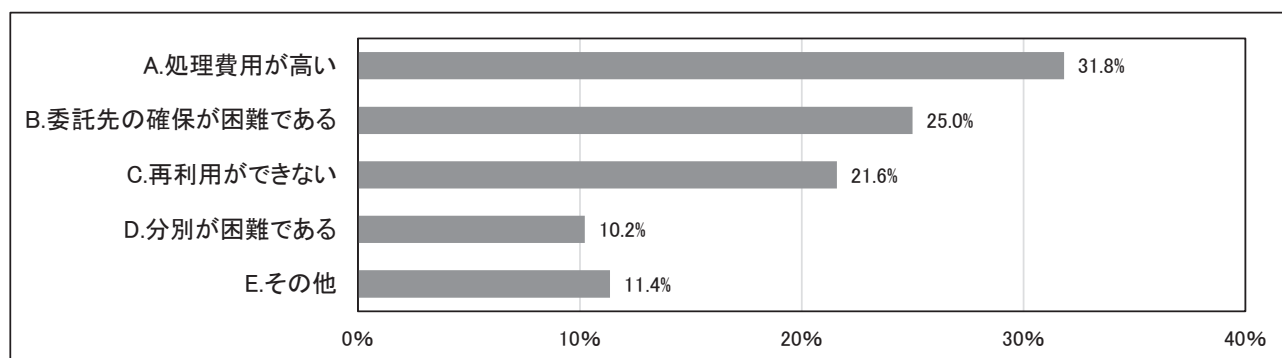


図8-1-3 処理困難な原因

表 8-1-6 処理困難産業廃棄物について

原因(複数回答)	産業廃棄物の種類 (複数回答)																その他					計
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	感染性廃棄物	蛍光灯	バッテリー	複合材	有害物	その他	
A.処理費用が高い	1	7	2	0	0	3	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	3	0	0	4	3	28 (31.8%)
B.委託先の確保が困難である	0	3	1	0	0	3	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	2	1	0	6	2	22 (25.0%)
C.再利用ができない	1	3	1	0	0	4	0	1	0	0	1	0	3	0	2	0	1	0	0	1	1	19 (21.6%)
D.分別が困難である	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	2	9 (10.2%)
E.その他	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	1	10 (11.4%)
計	2	14	7	0	0	12	0	4	0	2	2	1	4	2	4	0	6	2	3	14	9	88 (100.0%)

「E. その他」主な内容

- ・ コロナ終息後新規契約予定
- ・ 破碎が困難
- ・ 再利用先に受入れ停止期間がある
- ・ 情報が少なく、依頼先が見つからない。
- ・ 有機溶剤のフッ素濃度が高く、処理水に影響が出てしまうため処分先に受け入れを断られた。

第3節 廃プラスチックについて

■ 貴事業所では、産業廃棄物の廃プラスチック類の排出がありますか。

「排出がある」と回答した場合、平成 29 年度末に外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止の措置が取られましたが、近年の廃プラスチック類の処理において、その影響はありましたか。(複数回答)

廃プラスチック類の排出状況についてまとめると、以下のとおりである。

「廃プラスチックの排出がある」と回答した事業所が 76.6%、「廃プラスチックの排出はない」が 23.1%となっている。(図 8-1-4)

なお、「廃プラスチックの排出がある」と回答した事業所について、外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止の措置による影響についてみると、「大きな変化はない」が 47.9%で最も多く、次いで「処理コストが増加している」が 24.9%、「有価で売却できなくなり、廃棄物として処理する分が増加している」が 11.1%、「リサイクルされる割合が減少している」が 9.0%、「処理委託先の確保が困難である」が 5.1%となっている。(図 8-1-5)

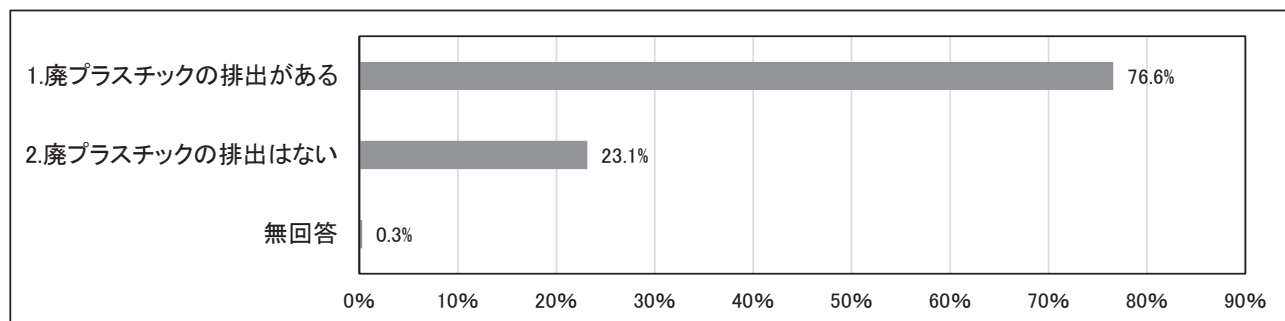


図 8-1-4 廃プラスチック類の排出状況

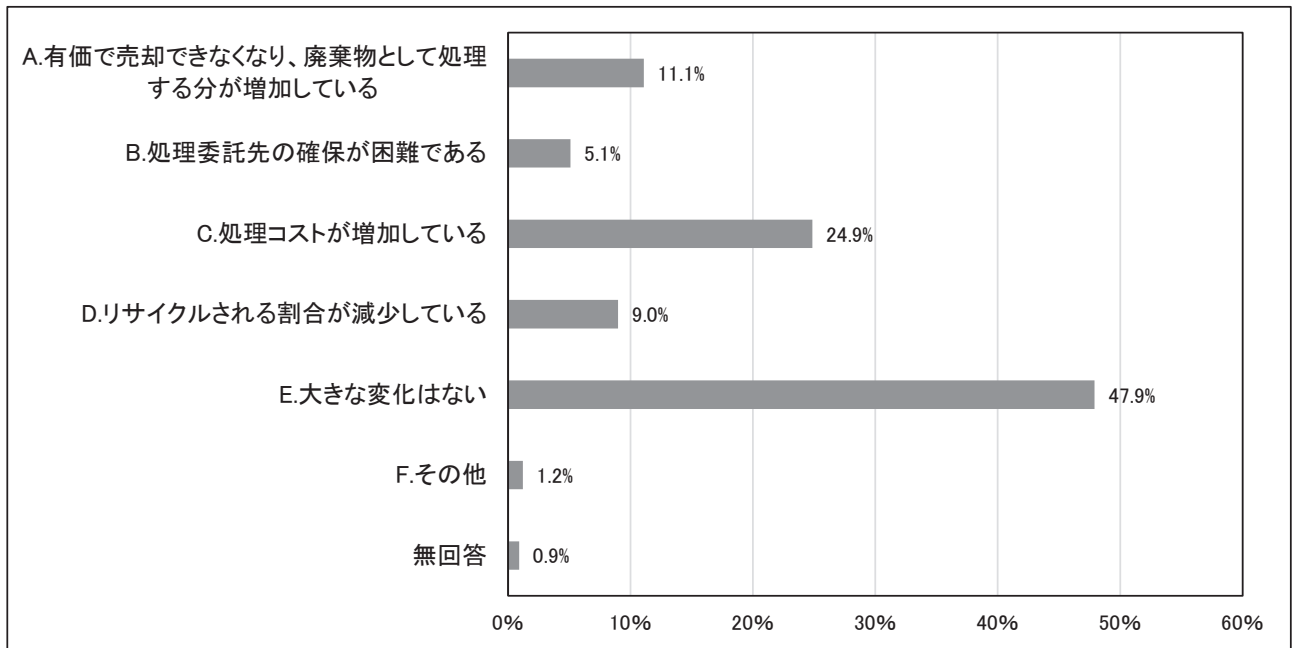


図 8-1-5 廃プラスチック等の輸入禁止措置による影響

表 8-1-7 廃プラスチック類の排出状況と廃プラスチック類の輸入禁止措置による影響

内容	排出量ランク	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
1.廃プラスチックの排出がある		3 (37.5%)	37 (71.2%)	63 (80.8%)	87 (84.5%)	78 (71.6%)	268 (76.6%)
2.廃プラスチックの排出はない		5 (62.5%)	14 (26.9%)	15 (19.2%)	16 (15.5%)	31 (28.4%)	81 (23.1%)
無回答		0 (0.0%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
計		8 (100.0%)	52 (100.0%)	78 (100.0%)	103 (100.0%)	109 (100.0%)	350 (100.0%)

内容(複数回答)	排出量ランク	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
A.有価で売却できなくなり、廃棄物として処理する分が増加している		0 (0.0%)	4 (9.1%)	11 (13.8%)	13 (12.1%)	9 (9.1%)	37 (11.1%)
B.処理委託先の確保が困難である		1 (25.0%)	1 (2.3%)	2 (2.5%)	7 (6.5%)	6 (6.1%)	17 (5.1%)
C.処理コストが増加している		1 (25.0%)	10 (22.7%)	23 (28.8%)	30 (28.0%)	19 (19.2%)	83 (24.9%)
D.リサイクルされる割合が減少している		0 (0.0%)	3 (6.8%)	9 (11.3%)	8 (7.5%)	10 (10.1%)	30 (9.0%)
E.大きな変化はない		1 (25.0%)	25 (56.8%)	35 (43.8%)	46 (43.0%)	53 (53.5%)	160 (47.9%)
F.その他		1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.9%)	1 (1.0%)	4 (1.2%)
無回答		0 (0.0%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (1.0%)	3 (0.9%)
計		4 (100.0%)	44 (100.0%)	80 (100.0%)	107 (100.0%)	99 (100.0%)	334 (100.0%)

「F. その他」主な内容

- ・全体の年間合計処理コストは減少しているが、処理単価の値上げがあった。
- ・受け入れ先が限られる

第4節 不適正処理防止の取り組みについて

■ 貴事業所では、委託した廃棄物が不適正処理されるのを防止するため、どのような取り組みを実施していますか。（複数回答）

委託した廃棄物が不適正処理されるのを防止するための取り組みについてまとめると、図8-1-6、表8-1-8のとおりである。

「マニフェスト伝票を確認している」が25.4%で最も多く、次いで「産業廃棄物処理業の許可証を確認している」が22.6%、「書面により委託契約をしている」が22.3%、「処理業者の施設を現地確認している」が10.6%、「廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者に委託するようにしている」が6.8%となっている。

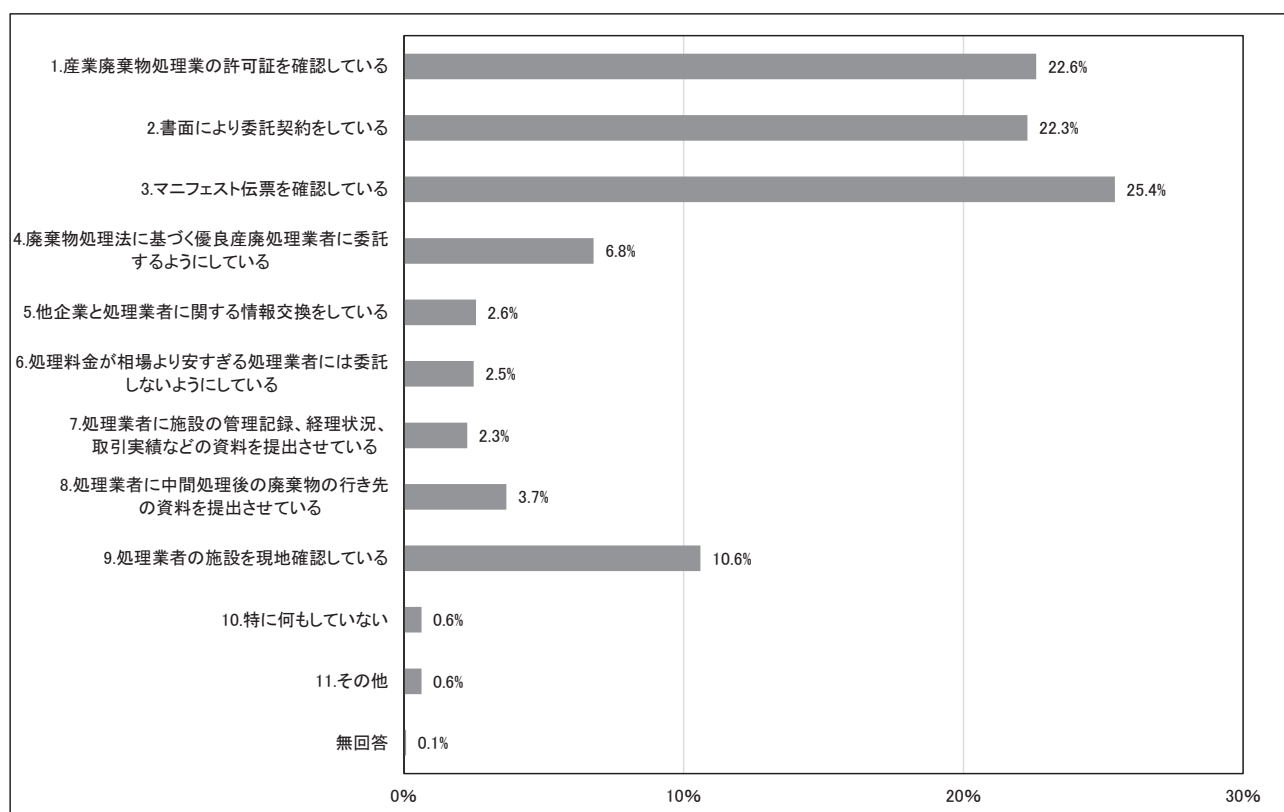


図8-1-6 不適正処理防止の取り組みについて

表 8-1-8 不適正処理防止の取り組みについて

内容(複数回答)	排出量ランク					
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
1.産業廃棄物処理業の許可証を確認している	6 (26.1%)	40 (25.0%)	57 (21.8%)	88 (21.3%)	99 (23.2%)	290 (22.6%)
2.書面により委託契約をしている	6 (26.1%)	34 (21.3%)	62 (23.8%)	86 (20.8%)	98 (23.0%)	286 (22.3%)
3.マニフェスト伝票を確認している	7 (30.4%)	45 (28.1%)	75 (28.7%)	96 (23.2%)	103 (24.2%)	326 (25.4%)
4.廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者に委託するようにしている	1 (4.3%)	9 (5.6%)	16 (6.1%)	37 (9.0%)	24 (5.6%)	87 (6.8%)
5.他企業と処理業者に関する情報交換をしている	0 (0.0%)	1 (0.6%)	7 (2.7%)	13 (3.1%)	12 (2.8%)	33 (2.6%)
6.処理料金が相場より安すぎる処理業者には委託しないようにしている	0 (0.0%)	2 (1.3%)	7 (2.7%)	11 (2.7%)	12 (2.8%)	32 (2.5%)
7.処理業者に施設の管理記録、経理状況、取引実績などの資料を提出させている	0 (0.0%)	3 (1.9%)	4 (1.5%)	11 (2.7%)	11 (2.6%)	29 (2.3%)
8.処理業者に中間処理後の廃棄物の行き先の資料を提出させている	0 (0.0%)	2 (1.3%)	11 (4.2%)	16 (3.9%)	18 (4.2%)	47 (3.7%)
9.処理業者の施設を現地確認している	1 (4.3%)	16 (10.0%)	22 (8.4%)	51 (12.3%)	46 (10.8%)	136 (10.6%)
10.特に何もしていない	1 (4.3%)	4 (2.5%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)	0 (0.0%)	8 (0.6%)
11.その他	1 (4.3%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	3 (0.7%)	8 (0.6%)
無回答	0 (0.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
計	23 (100.0%)	160 (100.0%)	261 (100.0%)	413 (100.0%)	426 (100.0%)	1,283 (100.0%)

「11. その他」主な内容

- ・社内規定に準じて業者を選定している
- ・定期的に意見交換をしている
- ・県の処理場を利用している
- ・HPの内容確認

第5節 廃棄物処理業者の選定基準

■産業廃棄物の処理を委託する場合、どのような基準で（もしくは何を重視して）業者を選定しますか。（3つまで複数回答）

産業廃棄物処理業者の選定基準についてまとめると図 8-1-7、表 8-1-9 のとおりである。

「処理業者（適正処理）の信頼性」が 27.3%で最も多く、次いで「受入条件（廃棄物の種類、受入量、分別基準等）」が 25.3%、「処理料金」が 19.7%、「リサイクルへの取組状況」が 8.3%、「処理業者の施設を現地確認している」が 5.8%等となっている。

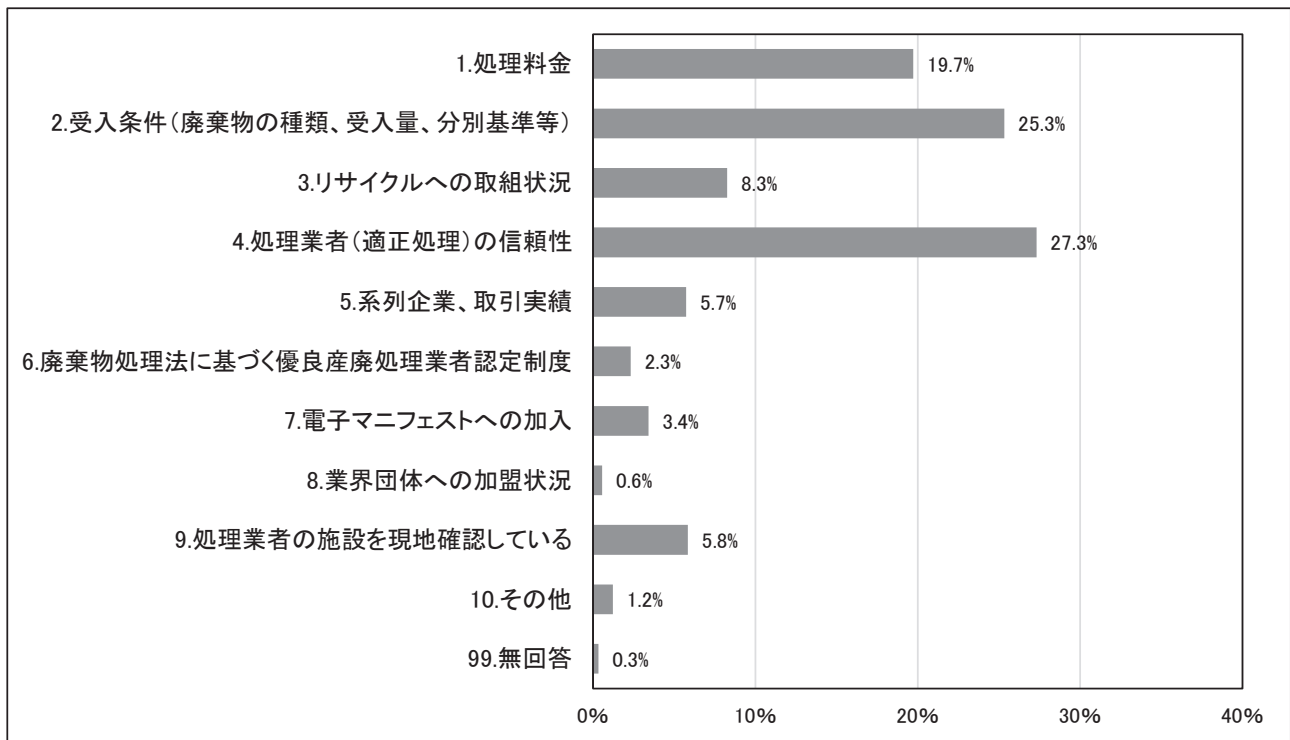


図 8-1-7 産業廃棄物処理業者の選定基準

表 8-1-9 産業廃棄物処理業者の選定基準

内容(複数回答)	排出量ランク					計
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	
1.処理料金	2 (11.8%)	21 (17.4%)	40 (20.8%)	58 (20.5%)	58 (19.7%)	179 (19.7%)
2.受入条件(廃棄物の種類、受入量、分別基準等)	4 (23.5%)	30 (24.8%)	50 (26.0%)	65 (23.0%)	81 (27.5%)	230 (25.3%)
3.リサイクルへの取組状況	0 (0.0%)	9 (7.4%)	10 (5.2%)	31 (11.0%)	25 (8.5%)	75 (8.3%)
4.処理業者(適正処理)の信頼性	4 (23.5%)	34 (28.1%)	58 (30.2%)	76 (26.9%)	76 (25.8%)	248 (27.3%)
5.系列企業、取引実績	1 (5.9%)	5 (4.1%)	10 (5.2%)	14 (4.9%)	22 (7.5%)	52 (5.7%)
6.廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度	0 (0.0%)	5 (4.1%)	4 (2.1%)	8 (2.8%)	4 (1.4%)	21 (2.3%)
7.電子マニフェストへの加入	2 (11.8%)	3 (2.5%)	5 (2.6%)	9 (3.2%)	12 (4.1%)	31 (3.4%)
8.業界団体への加盟状況	0 (0.0%)	1 (0.8%)	1 (0.5%)	1 (0.4%)	2 (0.7%)	5 (0.6%)
9.処理業者の施設を現地確認している	1 (5.9%)	8 (6.6%)	13 (6.8%)	19 (6.7%)	12 (4.1%)	53 (5.8%)
10.その他	3 (17.6%)	4 (3.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	11 (1.2%)
無回答	0 (0.0%)	1 (0.8%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	3 (0.3%)
計	17 (100.0%)	121 (100.0%)	192 (100.0%)	283 (100.0%)	295 (100.0%)	908 (100.0%)

「10. その他」主な内容

- ・地元業者
- ・収集運搬の利便性（希望日にすぐ対応できる柔軟性）
- ・距離が近い
- ・応募型指名競争入札により業者を決定
- ・廃棄物処理法に基づく無害化施設の選定が必要
- ・秋田県産業廃棄物処理業者検索システムへの登録業者
- ・上水汚泥を希望する村内農家に堆肥として提供しているが、特に基準は設けていない。
- ・下水汚泥を秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターに委託しており、内容や処理量から選定の余地がない。

第6節 電子マニフェストの利用状況について

■ 貴事業所では、「電子マニフェストシステム」を利用していますか。

「システムは利用しない」を選択した場合、利用しない理由についてご回答ください。（複数回答）

電子マニフェストシステムの利用状況についてまとめると、以下のとおりである。

「システムを利用するか、利用しないかは、わからない」が31.4%、「システムを利用している」が22.0%、「システムは利用しない」が21.7%、「電子マニフェストシステムを知らない」が10.6%、「補助等の支援があれば、システムを利用したい」が7.4%、「システムの利用を予定、又は検討している」が6.3%となっている。（図8-1-8）

なお、「システムは利用しない」と回答した事業所のうち、システムを利用しない理由としては「現状として問題がない」が37.2%で最も多く、次いで「取引先で導入されていない」が24.8%、「排出量が少ない又は取引先が少ない」が20.4%、「コストの問題がある」が8.8%、「システムが難しくて分からない」が0.9%となっている。（図8-1-9）

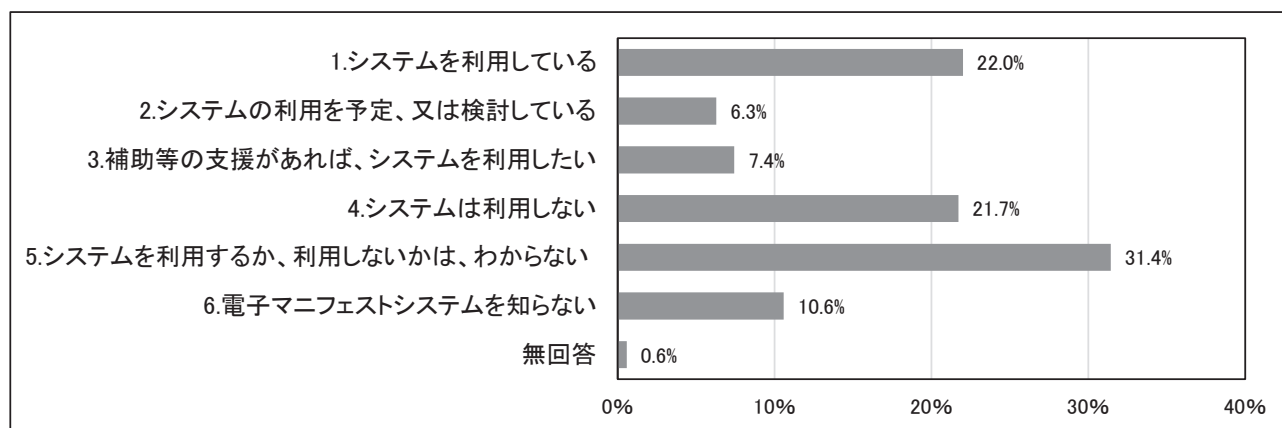


図8-1-8 電子マニフェストシステムの利用状況

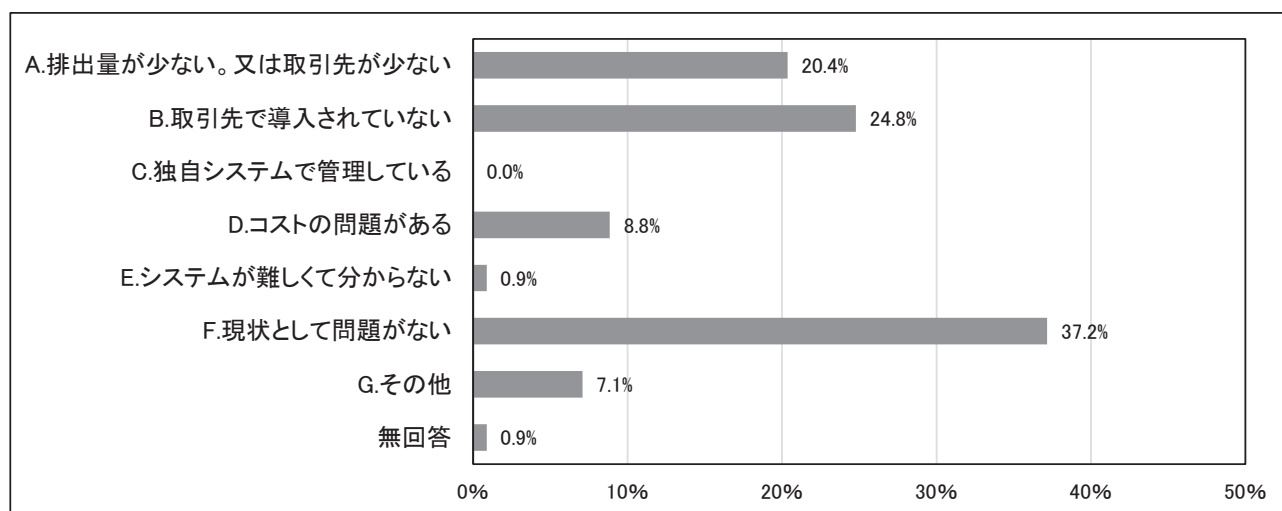


図8-1-9 電子マニフェストシステムを利用しない理由

表 8-1-10 電子マニフェストシステムの利用状況

内容	排出量ランク	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
1.システムを利用している		2 (25.0%)	6 (11.5%)	7 (9.0%)	27 (26.2%)	35 (32.1%)	77 (22.0%)
2.システムの利用を予定、又は検討している		0 (0.0%)	3 (5.8%)	1 (1.3%)	10 (9.7%)	8 (7.3%)	22 (6.3%)
3.補助等の支援があれば、システムを利用したい		0 (0.0%)	3 (5.8%)	6 (7.7%)	8 (7.8%)	9 (8.3%)	26 (7.4%)
4.システムは利用しない		3 (37.5%)	17 (32.7%)	17 (21.8%)	18 (17.5%)	21 (19.3%)	76 (21.7%)
5.システムを利用するか、利用しないかは、わからない		1 (12.5%)	15 (28.8%)	32 (41.0%)	32 (31.1%)	30 (27.5%)	110 (31.4%)
6.電子マニフェストシステムを知らない		2 (25.0%)	7 (13.5%)	15 (19.2%)	8 (7.8%)	5 (4.6%)	37 (10.6%)
無回答		0 (0.0%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	2 (0.6%)
計		8 (100.0%)	52 (100.0%)	78 (100.0%)	103 (100.0%)	109 (100.0%)	350 (100.0%)

内容(複数回答)	排出量ランク	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
A.排出量が少ない。又は取引先が少ない		2 (50.0%)	9 (36.0%)	7 (26.9%)	3 (12.0%)	2 (6.1%)	23 (20.4%)
B.取引先で導入されていない		0 (0.0%)	6 (24.0%)	2 (7.7%)	8 (32.0%)	12 (36.4%)	28 (24.8%)
C.独自システムで管理している		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
D.コストの問題がある		0 (0.0%)	1 (4.0%)	4 (15.4%)	1 (4.0%)	4 (12.1%)	10 (8.8%)
E.システムが難しく分からない		0 (0.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
F.現状として問題がない		2 (50.0%)	7 (28.0%)	10 (38.5%)	11 (44.0%)	12 (36.4%)	42 (37.2%)
G.その他		0 (0.0%)	1 (4.0%)	2 (7.7%)	2 (8.0%)	3 (9.1%)	8 (7.1%)
無回答		0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
計		4 (100.0%)	25 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (100.0%)	33 (100.0%)	113 (100.0%)

「G. その他」主な内容

- ・ 運搬受託者、処分受託者の動向を確認する。
- ・ 夜間工事の廃棄物受け入れ等「重量等の確定者」に関する課題が解決していない
- ・ 産廃ではなく資源化しているため
- ・ 廃棄物管理部署が決まってない

第7節 環境認証について

■ 貴事業所では、環境認証を取得していますか。該当する番号を選び、○を付けてください。

環境認証の取得状況についてまとめると、図8-1-10、表8-1-11のとおりである。

「取得していない」が51.4%、「ISO14001を取得している」が43.1%、「エコアクション21を取得している」と「その他の認証を取得している」が2.0%である。

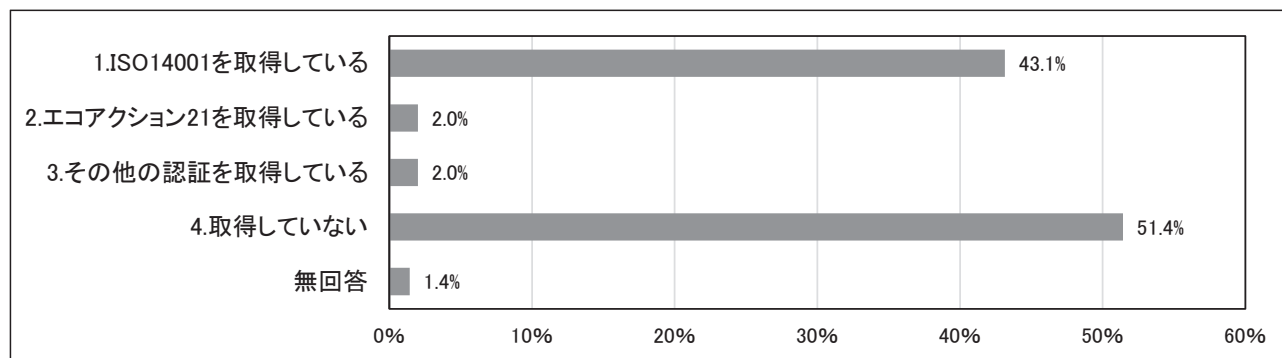


図 8-1-10 環境認証の取得状況

表 8-1-11 環境認証の取得状況

ランク内容	排出量					計
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	
1.ISO14001を取得している	2 (25.0%)	16 (30.8%)	32 (41.0%)	51 (49.5%)	50 (45.9%)	151 (43.1%)
2.エコアクション21を取得している	0 (0.0%)	1 (1.9%)	1 (1.3%)	1 (1.0%)	4 (3.7%)	7 (2.0%)
3.その他の認証を取得している	0 (0.0%)	1 (1.9%)	2 (2.6%)	4 (3.9%)	0 (0.0%)	7 (2.0%)
4.取得していない	6 (75.0%)	33 (63.5%)	43 (55.1%)	44 (42.7%)	54 (49.5%)	180 (51.4%)
無回答	0 (0.0%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	3 (2.9%)	1 (0.9%)	5 (1.4%)
計	8 (100.0%)	52 (100.0%)	78 (100.0%)	103 (100.0%)	109 (100.0%)	350 (100.0%)

「3. その他の認証を取得している」の内容

- ・ グリーンプリンティング
- ・ 環境推進工場
- ・ KES・環境マネジメントシステム
- ・ ISO22000
- ・ FSSC22000

・第8節 県への要望について

■廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理を進めるため、県ではどのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。（3つまで複数回答）

県の産業廃棄物処理施策についてまとめると、図8-1-11、表8-1-12のとおりである。

「県や市が関与する、公共の処理施設の整備促進」が18.3%で最も多く、次いで「優良な廃棄物処理業者の育成・支援」が16.1%、「廃棄物の量を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり」が11.4%、「不適正処理、不法投棄に対する監視・指導体制の一層の強化」と「廃棄物の減量及びリサイクルの技術開発・施設整備への補助・融資制度の拡充」が10.6%、「環境負荷の少ない製品の開発や利用、リサイクル認定製品の普及等に対する支援」が8.5%、「処理業者に関する、評価や行政処分等の情報公開」が7.6%となっている。

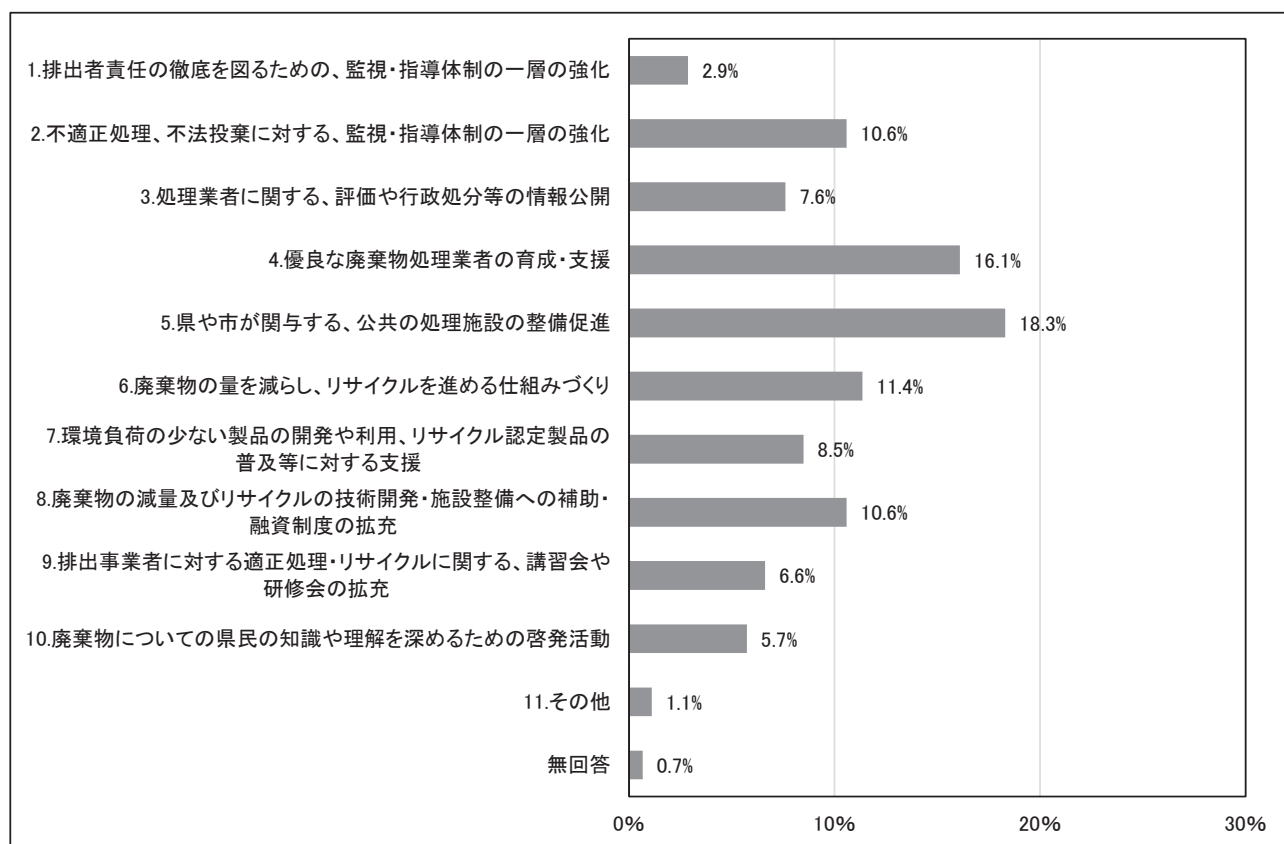


図 8-1-11 県の産業廃棄物施策

表 8-1-12 県の産業廃棄物施策

内容(複数回答)	排出量ランク					
	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
1.排出者責任の徹底を図るための、監視・指導体制の一層の強化	0 (0.0%)	5 (4.0%)	6 (2.2%)	8 (2.7%)	7 (3.5%)	26 (2.9%)
2.不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の一層の強化	2 (9.5%)	21 (16.8%)	25 (9.3%)	29 (9.9%)	19 (9.6%)	96 (10.6%)
3.処理業者に関する、評価や行政処分等の情報公開	0 (0.0%)	7 (5.6%)	25 (9.3%)	17 (5.8%)	20 (10.1%)	69 (7.6%)
4.優良な廃棄物処理業者の育成・支援	5 (23.8%)	16 (12.8%)	52 (19.3%)	40 (13.6%)	33 (16.7%)	146 (16.1%)
5.県や市が関与する、公共の処理施設の整備促進	6 (28.6%)	25 (20.0%)	49 (18.2%)	47 (16.0%)	39 (19.7%)	166 (18.3%)
6.廃棄物の量を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり	3 (14.3%)	12 (9.6%)	33 (12.3%)	35 (11.9%)	20 (10.1%)	103 (11.4%)
7.環境負荷の少ない製品の開発や利用、リサイクル認定製品の普及等に対する支援	2 (9.5%)	10 (8.0%)	22 (8.2%)	32 (10.9%)	11 (5.6%)	77 (8.5%)
8.廃棄物の減量及びリサイクルの技術開発・施設整備への補助・融資制度の拡充	1 (4.8%)	12 (9.6%)	25 (9.3%)	40 (13.6%)	18 (9.1%)	96 (10.6%)
9.排出事業者に対する適正処理・リサイクルに関する、講習会や研修会の拡充	1 (4.8%)	7 (5.6%)	14 (5.2%)	26 (8.8%)	12 (6.1%)	60 (6.6%)
10.廃棄物についての県民の知識や理解を深めるための啓発活動	1 (4.8%)	8 (6.4%)	13 (4.8%)	14 (4.8%)	16 (8.1%)	52 (5.7%)
11.その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.1%)	5 (1.7%)	2 (1.0%)	10 (1.1%)
無回答	0 (0.0%)	2 (1.6%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	1 (0.5%)	6 (0.7%)
計	21 (100.0%)	125 (100.0%)	269 (100.0%)	294 (100.0%)	198 (100.0%)	907 (1.0%)

「11. その他」の内容

- ・再資源化施設の利用促進の為の県外排出等の事前協議等の手続き緩和又は撤廃
- ・バイオコークス等の先端技術等の導入推進による廃棄物の有効利用と再生資源化推進
- ・工事廃棄物の減量化（CAE 工法、じょく層工法）
- ・中学校および高校にて産廃・リサイクル等への理解を深めるために、数回の授業を計画できないか。
- ・鋳物廃砂や廃レンガの再利用受け入れ先が県内になく、埋立か県外受け入れ先の選択肢しかない。単独企業で再利用の開発は難しく、仮に県内同業者が共同開発するにしてもハードルは非常に高い。弊社業種は県内に数社あるので行政主体で再利用開発して再利用受け入れ先を県内に設ける動きがあれば良いと思います。
- ・調査結果に基づきどのような取組みがなされ、その結果または実績をあげているのかを見える化して欲しい。
- ・法令、条例の改正情報の配布。
- ・新規業者の紹介など